

水球競技ハンドブック

2010



財団法人 日本水泳連盟

目 次

水球競技発展のために	2
日本水泳連盟競技者資格規定	3
日本水泳連盟水球競技一般規則	8
水球競技におけるブルータリティーとレッドカードについて	11
日本水泳連盟水球競技規則	12
付則A（二人制審判の手引き）.....	54
付則B（オフィシャルが使用する合図）.....	56
付則C（水球競技大会に於ける懲戒規則について）.....	62
日本水泳連盟水球競技ジュニア規則	66
日本水泳連盟水球競技公認審判員規定	68
水球競技公認審判員規定施行細則	75
水球競技公認審判員審査委員会規定	77
競技役員の心得	80
水球競技役員との構成と配置	83
水球競技役員との職務	84
ガイドライン	
(1) 施設	93
(2) 本部デスク等の配置	94
(3) 競技用備品リスト	95
オフィシャルシート（記録用紙等）様式サンプル	96
国際水泳連盟（F I N A）関係資料	
(1) F I N A一般規則（抜粋）.....	103
(2) F I N A細則（抜粋）.....	111
肖像等の使用禁止に対する除外認定競技者規定.....	120
競技会において着用、又は携行することができる水泳用品、 用具の商業ロゴマーク等についての取り扱い規定	122
プール公認規則（抜粋）.....	124

監督・コーチ・選手
競技役員のみなさんへ

(財)日本水泳連盟
水球委員会

水球競技発展のために

水球競技をいままで以上に発展させていくために下記の点にご留意、ご協力をお願いいたします。

☆礼儀とマナーを重んじましょう

水球競技は体と体が激しくぶつかり合うスポーツであり、相手を尊重し、敬う心が大切です。試合終了後は敵味方関係なく、互いに握手をして、お互いの健闘を讃え合いましょう。

また、応援してくださった観客のみなさんへのあいさつも忘れずに行いましょう。

☆メディアの取材には積極的に対応しましょう。

水球競技に興味を持つ人々のため、メディアの取材にも積極的に対応しましょう。

インタビューというと、最初はだれでも緊張するものです。うまく話す必要はありません。勝ってうれしい、負けて悔しいという、そのときの自分の思いを素直に出しましょう。

※今後、全国大会では試合終了後のフラッシュインタビューを行います。

☆競技会を盛り上げるために

試合の雰囲気盛り上げる、より多くの人々に水球競技への関心を持っていただくため、ゴール後の効果音やピリオド間の音楽など音響設備を効果的に使いましょう。

近年の水泳施設では、大型ビジョンを備えている施設が多く見られます。競技の様子や表彰の様子を映すのも効果的です。

※(財)日本水泳連盟公式マスコット”ぱちゃぼ”も効果的に使いましょう。全国規模の大会ではぱちゃぼの着ぐるみを使用することもできます。また、ぱちゃぼのぬいぐるみを副賞とするのも、選手のモチベーション向上に良いでしょう。

(財)日本水泳連盟競技者資格規定

(財)日本水泳連盟（以下「本連盟」と言う）は、(財)日本体育協会、(財)日本オリンピック委員会及び国際水泳連盟が制定した憲章に準拠し水泳競技の健全な普及・発展を図る目的をもって、ここに本連盟に登録する選手（以下「競技者」と言う）に対する競技者資格規定を制定する。

(スポーツマンシップ)

第1条 スポーツとしての水泳を愛し、フェアプレーの精神とマナーを尊び水泳スポーツの向上と発展に自ら貢献しようとする意志を持つこと。

2. 善良な市民、健全な社会人としての品性を保ち、市民社会における水泳スポーツの地位の向上に寄与すること。
3. 競技者が競技会に参加する際は、競技会主催者が規定する参加規約に従うものとする。

(競技者の定義)

第2条 本規定の競技者とは、競泳・飛込・水球・シンクロナイズドスイミング・オープンウォータースイミング及び日本泳法の男女の競技者を言う。

(競技者の資格)

第3条 競技者は本連盟の加盟団体を經由して、本連盟に競技者登録（在日外国人競技者登録も含む）をすることにより本連盟又は本連盟の加盟団体、(財)日本体育協会、(財)日本オリンピック委員会、国際水泳連盟及び国際オリンピック委員会が主催、公認した競技会に出場できる。

2. 競技者は、前項団体が非公認としている競技会に出場しようとする場合は、本連盟の加盟団体を經由して、本連盟の許可を得なければならない。

(賞金等の受け取り)

第4条 競技者が前条に基づき出場した競技会が賞金や出場報酬(以下「賞金等」と言う)付であった場合は、その賞金等を競技者本人が受け取ることができる。

2. 競技者のうち高等学校以下の体育連盟の「賞金受領禁止規定」の適用を受ける者には、原則として賞金等を与えない。
3. 競技者が受け取りを辞退した場合は、その賞金等は本連盟に帰属するものとする。

(競技者の商行為及び届出義務)

第5条 競技者は、自らの責任において、次の商行為を行うことができる。但し、商行為を行うに際しては、競技者自身の名誉を傷つけたり、水泳競技の健全な普及・発展を妨げることは厳につつまなければならぬ。

- (1) 水着及び衣服・持ち物に国際水泳連盟及び本連盟が許可したメーカーの商標・商標名、所属チーム名、都道府県名以外の広告物を付して競技すること
 - (2) 水泳競技の普及、発展を目的とした水泳教室や講習会を主催すること、及び同目的で開催される水泳教室や講習会に協力すること
 - (3) 映画、演劇、テレビ・ラジオ放送、雑誌、新聞等の座談会、その他これに準ずる行事に出演または参加すること
2. 競技者は、前項の商行為を行うに際し、事前に本連盟に届け出て、承認を得なければならない。

(競技者に禁止される商行為)

第6条 競技者は、自己の肖像等(動画・静止画・イラスト・サイン・氏名・ニックネーム・似顔絵・手形・足形・声等その個人であることが明確にわかるもの)をテレビ・ラジオコマーシャル、ポスター、新聞、雑誌、パンフレット、チラシ等の広告媒体物に使用させることを禁止する。

2. 但し、前項に拘らず次の各号に該当するときは自己の肖像等の使用を認める。
- (1) 本連盟が定めた「肖像等の使用禁止除外規定」により、除外認定競技者として認められたとき
 - (2) (財)日本オリンピック委員会が推進するマーケティングプログラム・肖像権システムに基づき、シンボルアスリート・パートナーアスリートに認定され競技者が同意したとき
 - (3) 本連盟が推進するマーケティングプログラムにより、肖像等を活用するとき。但し、小・中・高校生の使用は認めない。尚、その対価として本連盟に支払われる報酬（都度料）等の配分については、その都度当該競技者と協議し決定する
 - (4) 競技者が所属する企業、団体が肖像等を活用するとき。但し、小・中・高校生の使用は認めない

(違反競技者に対する処分)

第7条 本連盟に登録された競技者が、次の各項に該当すると認められたときは、第8条に基づき理事会の決議により処分を受ける。

- (1) 第1条のスポーツマンシップに違反したとき
- (2) 本連盟及び本連盟の加盟団体、(財)日本体育協会、(財)日本オリンピック委員会が禁止した競技会等（記録会、模範演技会、試泳会、その他水泳競技及び演技を含む一切の行事を言う）に許可を得ずに出場したとき
- (3) 国籍の如何を問わず、本連盟が競技者資格を認めていない者が出場する競技会に、その事実を知って参加したとき
- (4) 本連盟に届け出て承認を得ることなしに、第5条の商行為をしたとき
- (5) 第6条の禁止される商行為をしたとき
- (6) その他、本連盟及び本連盟の加盟団体の名誉を著しく傷つけたとき

(処分の内容)

第8条 前条の競技者に対する処分は、その違反の程度に従い次の通りとする。

- (1) 登録の永久停止
- (2) 5年以下の期間を定めた登録停止
- (3) 文書による戒告
- (4) 口頭による注意

(競技者資格審査委員会)

第9条 第7条の処分を行うにあたっては、競技者資格審査委員長は、競技者資格審査委員会を招集し、処分の是非及び処分内容についての判定を行い理事会に答申しなければならない。

2. 委員長は理事会への答申に先だち、前項の判定結果を当事者本人に通告しなければならない。
3. 競技者資格審査委員会についての規定は別に定める。

(不服審査会)

第10条 前条第2項の通告の後、2週間以内に当事者本人より処分に対する不服の申し立てがあったときは、不服審査委員長は審査会を招集し、その申し立てを審査しなければならない。

2. 前項の審査会の構成は次の通りとする。
 - (1) 委員長
 - (2) 委員長が特に指名した者
3. 不服審査会には、当事者本人、親権者及び当事者が指名した者2名以内が出席して意見を述べることができる。

(日本スポーツ仲裁機構への不服申し立て)

第11条 前条に拘らず、日本スポーツ仲裁機構が仲裁する範囲の不服申し立ては、同機構の「スポーツ仲裁規則」に従ってなされる仲裁により解決されるものとする。

(登録の制限)

第12条 登録日において、第6条に禁止される商行為を行っている者の
競技者登録は認めない。

附則 1、本規定は、昭和49年(1974年)2月17日より実施施行する。

1、本規定は、平成13年(2001年)4月1日より一部改定実施する。

1、本規定は、平成14年(2002年)4月1日より一部改定実施する。

1、本規定は、平成16年(2004年)4月1日より一部改定実施する。

1、本規定は、平成17年(2005年)4月1日より一部改定実施する。

1、本規定は、平成18年(2006年)4月1日より一部改定実施する。

1、本規定は、平成20年(2008年)4月1日より一部改定実施する。

(財)日本水泳連盟水球競技一般規則

第1条 チーム

- (1) 1チームは7名の競技者（うち1名はゴールキーパー）と、6名までの交代選手を含め、最大13名で構成される。
- (2) チームの競技者は、試合前にレフェリーの招集を受けなくてはならない。
- (3) 上記に違反した競技者は試合には参加出来ない。
- (4) ベンチには6名までの交代選手と3名までの役員（監督、コーチ、オフィシャル）が入ることが出来る。
- (5) 競技本部とは、チームを代表する役員のみが話し合いをもつことが出来る。

第2条 ベンチ

- (1) ベンチにいるすべての競技者は競技中、帽子を被っていないてはならない。永久退水者も同じ。
- (2) ベンチにいる競技者は、チームのユニホーム（水着を含む）を着ていること。役員もユニホーム着用、もしくは正装が望ましい。
- (3) 試合中は、現に競技を行っている者もベンチにいる者も、審判の判定、指示に従うこと。
- (4) ベンチにいる者は試合中、選手交代等、やむを得ない場合を除いて、ベンチを離れたり、立ち上がったたり、あるいは不必要な発言（前第3項を含む）や行動を行ってはならない。審判の注意にも拘わらず、これらのことが守られなかった場合、規則に則って退場を命じられる。
- (5) ベンチにいる監督は、自チーム競技者に対するプレー上の指示を行うとき及びタイムアウトの請求時に、ベンチから立ち上がることが出来る。また、自チームの攻撃中に限り必要ならば審判の行動を妨げない範囲で自軍サイドの5mラインを限度として移動して指示をおこなうことができる。この権利は、監督以外のベンチにいる役員には適用されない。但し、タイムアウトの請求に関し

- ては、監督不在の場合は、コーチ・トレーナー等の他のチームオフィシャルが、さらにこれらも不在の場合は選手が代行出来る。
- (6) 審判から退場処分を受けた役員、選手は、競技エリアから出なくてはならない。
 - (7) ベンチには応急処置のために使用する最低限の医薬品を持ち込むことが出来る。
 - (8) 以下のものはベンチの持ち込むことも使用することもできない。
 - ① カッター等の刃物、鋭利な物
 - ② メガホン、ハンドマイク等の拡声器
 - ③ 携帯電話、無線機等
 - ④ その他、試合運営に支障をきたすと思われる物

第3条 抗議

- (1) 次の場合、抗議が出来る。
 - ① 競技のやり方に対する規則、規律が守られなかった場合。
 - ② その他の条件が、競技そのもの、あるいは競技者を危険にさらす場合。
 - ③ 審判の決定が規則に適合していなかった場合。ただし、プレー判定はこれには含まれず、抗議を申し立てることはできない。プレー判定に対する抗議は試合中も試合後も、これを一切受け付けない。
- (2) 抗議は次のように提出されなければならない。
 - ① デレゲートに対して。
 - ② 書面で
 - ③ 責任あるチームのリーダーから。
 - ④ 抗議料10,000円とともに。
 - ⑤ 試合終了後30分以内に。

全ての抗議はデレゲートに考慮される。デレゲートが抗議を退ける場合は、その理由を述べなくてはならない。チームリーダーはこの拒否を上訴審判団（ジュリー）に訴えることが出来る。

但し、上訴審判団の決定は最終のものとなる。抗議が却下された場合、抗議料は大会運営母体に徴収される。抗議が認められた場合、抗議料は返却される。

第4条 棄権

日本水泳連盟主催、公認競技において、組み合わせ抽選が終了した後、主催者への連絡、承認なしに大会を棄権した場合、そのチーム、及び競技者は次回大会出場停止を含め、3カ月から最大2年間、競技会出場停止処分となる。

第5条 処分

競技者及びチームに日本水泳連盟・競技者資格規定に対する違反、及び水球競技一般規則に対する重大な違反があった場合は、競技者資格規定によって処分を受ける。

※水球競技規則に則って、競技者及びチーム役員の野蛮な行為（ブルータリティ）及び不行跡に対する処置については、水球競技規則付則Cを準用する。その内容は別表の通りであるが、この取り扱いについても競技者資格規定に則って処分を受けるものとする。

水球競技におけるブルータリティとレッドカードについて

反則判定の対象 (反則者)	反則行為及び 水球規則(WP) 懲戒規則(RD)の該当条項	レフェリーの 合図	次試合以降の出場 当該試合の処分	停止処分
水中にいる 競技者	レフェリーへの 不服従・不行跡 (WP21.10)	レッドカード 退水指示＋ 腕を回転 させる	交代者ありの永久退水 でベンチから退場(交代 者は20秒後、又はルー ルにそって入水できる)	なし
	相手競技者への ブルータリティ (RD4.1 及び WP21.11)	レッドカード 退水指示＋ 腕を前で交差 させる	交代者ありの永久退水で ベンチから退場(交代者は 4分後に入水できる)	あり (最低1試合、 最高1年間)
ベンチ、 或いは 陸上にいる 競技者"	レフェリーへの 不服従・不行跡 (WP21.10)	レッドカード	ベンチからの退場	なし
	上記以外の不行跡 (RD3.1)	レッドカード 退場指示	ベンチからの退場	あり (最低1試合、 最高1年間)
	相手競技者、チーム オフィシャル(WP21.11 及び RD4.1) 或いは ゲームオフィシャル へのブルータリティ (WP21.11 及び RD3.1)	レッドカード 退場指示＋ 腕を前で 交差させる	交代者ありの永久退水 でベンチから退場(交代 者は4分後に入水で きる)	あり (最低1試合、 最高1年間)
	同上のケースで重傷、 凶器使用、或いは人体 への暴行の場合(RD3.2)	同上	同上	あり (最低1年間、 最高終生)
チーム オフィシャル	レフェリーへの 不服従・不行跡 (RD3.1)	レッドカード	ベンチからの退場	あり (最低1試合、 最高1年間)
	レフェリー・ゲーム オフィシャルへの暴行 (RD3.2)	レッドカード 退場指示	ベンチからの退場	あり (最低1年間、 最高終生) ※未遂の場合は 最低3試合、 最高1年間(RD3.3)
	相手競技者、相手 チームオフィシャルへの ブルータリティ(RD4.2)	レッドカード 退場指示	ベンチからの退場	あり (最低1試合、 最高終生)

注1：水球競技規則と懲戒規則に重複している対象がある場合は水球競技規則を優先した。

注2：1試合ならびに2試合の出場停止処分となる場合は、各大会毎に対応し、日本水泳連盟水球委員会に報告する。(特に勝敗を左右する4Pで行われたブルータリティーに関しては2試合の出場停止を基本とする。)

注3：WPは日本水泳連盟水球競技規則を指し、RDはその付則C「水球競技大会に於ける懲戒規則について」を指す。

(財)日本水泳連盟 水球競技規則

序 文

本規則は、オリンピック競技会、世界選手権他、国際水泳連盟（Federation Internationale de Natation：以下F I N Aという）主催の全ての国際競技大会に適用されるものとして定められたF I N A水球競技規則に準拠しており、(財)日本水泳連盟（Japan Swimming Federation：以下「本連盟」という）が主催する競技会（公式競技会）と本連盟により公認された競技会（公認競技会）を対象として適用される。また、本連盟の加盟団体（以下「加盟団体」という）が主催する競技会（公式競技会）と加盟団体により公認された競技会（公認競技会）もこれを準用しなければならない。

目 次

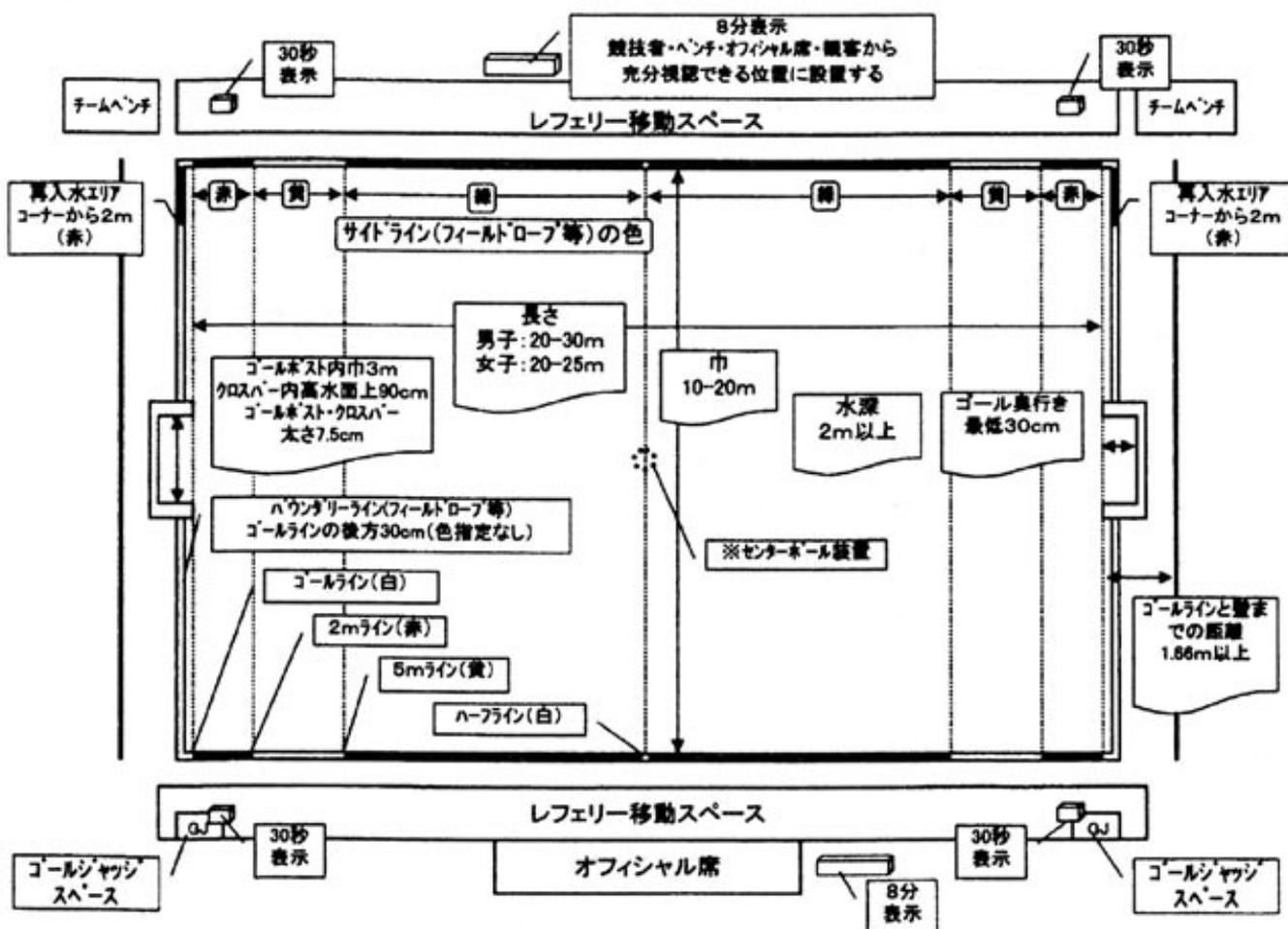
WP 1	競技場及び用具	14
WP 2	ゴール	15
WP 3	ボール	16
WP 4	帽子	16
WP 5	チーム及び交代競技者	17
WP 6	オフィシャル	18
WP 7	レフェリー	20
WP 8	ゴールジャッジ	21
WP 9	タイムキーパー	21
WP 10	セクレタリー	22
WP 11	競技時間	22
WP 12	タイムアウト	24
WP 13	競技開始	25
WP 14	得点方法	26
WP 15	得点後の再開	28
WP 16	ゴールスロー	28
WP 17	コーナースロー	29
WP 18	ニュートラルスロー	30
WP 19	フリースロー	30
WP 20	オーデイナリーファウル	31
WP 21	エクスクルージョーンファウル	38
WP 22	ペナルティーファウル	48
WP 23	ペナルティースロー	50
WP 24	パーソナルファウル	52
WP 25	事故、怪我、及び病気	52
付則 A	2人制レフェリーの手引き	54
付則 B	オフィシャルが使用する合図	56
付則 C	水球競技会における懲罰処置に関する規則	62
(財)日本水泳連盟ジュニア水球競技規則		66

WP 1 競技場及び用具

WP 1.1 競技会の主催組織は、競技場の正確な計測と標示の設置を責任を持って行い、規定された装置と用具を全て用意する。

WP 1.2 2人制レフェリーによる試合の競技場は、下図に則ったレイアウト及び標示とする。

(競技規則用)



WP 1.3 1人制レフェリーによる試合の場合は、レフェリーはオフィシャル席と同じ側に位置し、ゴールジャッジは反対側に位置する。

WP 1.4 男子競技におけるゴールライン間の距離は20 m以上 30 m以下とする。女子競技におけるゴールライン間の距離は20 m以上 25 m以下とする。競技場の幅は男女とも10 m以上 20 m以下とする。

競技場の両端のバウンダリーラインはゴールライン後方 30cm とする。

WP 1.5 FINA 及び日本水泳連盟公認競技会におけるフィールド寸法、水深、水温、照度は以下の通りとする。

(a) 寸法・水深：両ゴールライン間の距離は男子競技では 30m、女子競技では 25m とする。幅は男女共に 20m とする。水深は如何なる場所でも 1.8m 以上とするが、2.0m 以上が望ましい。

(b) 水温： $26 \pm 1^{\circ}\text{C}$ を下限とする。

(c) 照度：600 ルックス以上とする。但し、オリンピックと世界選手権の場合は 1,500 ルックス以上とする。

尚、オリンピックと世界選手権を除き、(a) の例外は試合を統括している連盟の裁定により認められる。

WP 1.6 フィールドの両側に判然とした標識を設置し、以下のものを示す。

(a) 白色の標識→ゴールラインとハーフライン。

(b) 赤色の標識→ゴールラインから 2m の地点。

(c) 黄色の標識→ゴールラインから 5m の地点。

サイドラインは以下のように色分けすること。ゴールラインから 2 m ラインまでは赤色、2 m ラインから 5 m ラインまでは黄色、そして 5 m ラインからハーフラインまでは緑色。

WP 1.7 入水エリアを示す為に、各エンドの、オフィシャル席と反対側の端から 2 m の所に赤色の標識を設置する。

WP 1.8 レフェリーがフィールドの端から端まで自由に動けるように、十分な余地を設ける。同じく、ゴールジャッジの為にゴールラインの延長線上に場所を設ける。

WP 1.9 セクレタリーの為に、各々 35cm × 20cm の赤、黄、青、白の旗を用意する。

WP 2 ゴール

WP 2.1 ゴールポストとクロスバーは堅固な構造とし、形状は長方体、フィールド面の幅は 7.5cm、色は白色とする。設置位置は各ゴー

ルライン中央とし、開口部は各エンドから最低 30cm 前方に離れていること。

- WP 2.2** ゴールポスト間の内寸は 3 m である。水深が 1.5m 以上の場合、クロスバー下部の高さは水面から 90cm である。水深が 1.5 m 以下の場合、プールの底から 2.4 m とする。
- WP 2.2** ゴールエリアを完全に覆うように、ゴールポストとクロスバーに柔軟なネットを取り付ける。この時、ゴールライン後方のゴールエリア全面に 30cm 以上の空間が出来ること。

WP 3 ボール

- WP 3.1** ボールは球状で、自動閉鎖弁付きの空気室がなければならない。防水性があり、外部の縫い目及びグリースやそれに類したコーティングがあってはならない。
- WP 3.2** ボールの重さは 400g 以上 450g 以下とする。
- WP 3.3** 男子競技の場合、ボールの外周は 68cm 以上 71cm 以下とする。空気圧は 90 ~ 97kPa(キロパスカル)(13 ~ 14 ポンド平方インチ)とする。
- WP 3.4** 女子競技の場合、ボールの外周は 65 以上 67 以下とする。空気圧は 83 ~ 93kPa (12 ~ 13 ポンド平方インチ) とする。

WP 4 帽子

- WP 4.1** 帽子は、レフェリーの認めた、赤色及びボールの色とは対照的な色とする。レフェリーが指示した場合、白色または青色の帽子を被らなければならないことがある。ゴールキーパーは赤色の帽子を被る。帽子は顎の下で紐で結ぶ。プレー中に選手の帽子が脱げた場合、当該選手のチームがボールの保有権を有している時の適切な中断時に被り直す。帽子は競技中被っていること。
- WP 4.2** 帽子には柔軟なイヤガードを取り付け、チーム帽子の色と同色とする。但し、ゴールキーパーのイヤガードは赤色でもよい。
- WP 4.3** 帽子の両側に高さ 10cm の番号を付ける。ゴールキーパーは 1 番

を被り、それ以外の選手は2～13番を被る。交代ゴールキーパーは赤色の13番を被る。レフェリーの許可及びセクレタリーへの申告なしに、競技中に帽子番号を替えてはならない。

WP 4.4 国際大会の場合、帽子の前面に3文字の国際国別コードを表示する。国旗の表示は任意である。国別コードの高さは4cmとする。

WP 5 チームと交代競技者

WP 5.1 各チームは7名構成とし、その内1名はゴールキーパーとして赤色帽子を被る。交代要員としての控え競技者は6名以下とする。7名未満で競技を行うチームはゴールキーパーなしでも構わない。

WP 5.2 監督を除き、競技に参加していない競技者は、コーチ及びチームオフィシャルと共にチームベンチに座り、一旦競技が始まったらそこから移動してはならない。但し、ピリオド間のインターバル中やタイムアウト時はその限りではない。攻撃側の監督は随時5mラインまで移動出来る。チームのエンド及びベンチの交替はハーフタイムと延長戦の第2ピリオド開始前のみとする。両チームのベンチはオフィシャル席の反対側プールサイドに設置される。

WP 5.3 各チームの主将はプレーイングメンバーであること。また、チームを正しく指導し、規則を守らせる責任を有する。

WP 5.4 競技者は透けない水着または水着の下にもう1枚下穿きを着用すること。相手に怪我を負わせる可能性のあるものは試合開始前に取り外すこと。

WP 5.5 競技者はグリース、油脂、またはそれらに類似したものを体に塗ってはならない。そのような物質が塗られているとレフェリーが判断した時、速やかに取り除くよう命じられる。除去作業の為に試合開始が遅らされることはない。試合開始後に違反が発覚した場合、当該競技者は残り試合時間中退水（以下、永久退水）となり、交代者は自陣ゴールラインの入水エリアから直ちに入水出来る。

WP 5.6 競技中、競技者は自陣ゴールラインの入水エリアからフィールド外に出ることで随時交代出来る。交代者は、入水エリア内で視認出来るよう浮上すれば直ちにそこからフィールド内に入ることが出来る。この規則の下でゴールキーパーが交代する時、交代者はゴールキーパー用の帽子を被っていること。尚、タイムアウト時を除き、レフェリーがペナルティースローを与え、そのスローが終了するまでこの規則の下で交代することは出来ない。

WP 5.7 交代者は以下の場合、どの場所からでもフィールド内に入ることが出来る。

- (a) 延長戦を含め、ピリオド間のインターバル中。
- (b) 得点后。
- (c) タイムアウト中。
- (d) 出血または負傷している競技者との交代。

WP 5.8 交代者は遅滞なく交代出来るよう、用意しておく。交代者の用意が出来ていない場合、交代者抜きで競技は進められる。交代者の用意が出来次第、自陣ゴールラインの入水エリアから随時交代出来る。

WP 5.9 交代したゴールキーパーが再び競技に参加する場合、その競技者はどのポジションでプレーしてもよい。

WP 5.10 ゴールキーパーが医学的理由で競技から退く場合、レフェリーは直ちに交代を認める。但し、競技者の誰か1名がゴールキーパー用の帽子を被ること。

WP 6 オフィシャル

WP 6.1 FINA 及び日本水泳連盟公認競技会の場合、オフィシャルは、レフェリー2名、ゴールジャッジ2名、タイムキーパーとセクレタリーから構成され、各々以下の権限と職務を持つ。前述したオフィシャル構成は、可能な限り、FINA 及び日本水泳連盟公認競技会以外でも踏襲すること。しかし、ゴールジャッジなしの2人制レフェリーの場合、レフェリーがWP 8.2に定められたゴールジャッ

ジの職務を遂行する（但し、ゴールジャッジ用のハンドシグナルは用いない）。

【注：試合の重要度に応じて、以下に従って、4～8名のオフィシャルが担当する。】

(a) レフェリーとゴールジャッジ

レフェリー2名とゴールジャッジ2名、またはレフェリー2名とゴールジャッジなし、またはレフェリー1名とゴールジャッジ2名。

(b) タイムキーパーとセクレタリー

タイムキーパー1名とセクレタリー1名の場合、WP 20.16に則り、タイムキーパーは各チームの連続ボール保有時間を計測する。セクレタリーは正味競技時間、タイムアウト、ピリオド間のインターバルを計測し、WP 10.1に則り試合中の記録をつけるに加え、規則の下で退水となった競技者の退水時間を計測する。

タイムキーパー2名とセクレタリー1名の場合、第1タイムキーパーは正味競技時間、タイムアウト、そしてピリオド間のインターバルを計測する。第2タイムキーパーはWP 20.16に則り、各チームの連続ボール保有時間を計測する。セクレタリーは試合の記録をつけることに加え、WP 10.1に記載されている全ての職務を遂行する。

タイムキーパー2名とセクレタリー2名の場合、第1タイムキーパーは正味競技時間、タイムアウト、そしてピリオド間のインターバルを計測する。第2タイムキーパーはWP20.16に則り、各チームの連続ボール保有時間を計測する。第1セクレタリーはWP10.1 (a) に則り試合の記録をつける。第2セクレタリーはWP 10.1 (b)、(c)、(d) に記載されている職務（退水者の不正入水、交代者の不正入水、そして退水と3つ目のパーソナルファウル関連）を遂行する。

WP 7 レフェリー

- WP 7.1** レフェリーは試合を完全に統括する。レフェリーと競技者がプール構内にいる間は、その権限は及ぶ。事実関係に対するレフェリーの全ての決定は最終で、競技規則の解釈には試合中従うこと。レフェリーは試合中の如何なる場面の事実関係を推測してはならず、実際に目にしたものを能力の範囲内で最大限解釈すること。
- WP 7.2** レフェリーは競技開始と再開を合図する為の他、得点、ゴールスロー、コーナースロー（ゴールジャッジの合図とは無関係に）、ニュートラルスロー、そして競技規則違反を宣告する為に笛を鳴らす。ボールがインプレーになる前であれば、レフェリーは判定を変えることが出来る。
- WP 7.3** 反則を犯したチームにとって有利となるとレフェリーが判断した場合、その反則判定を控えることが出来る。まだボールに対してプレー出来るならば、オーディナリーファウルを判定しないこと。
【注：レフェリーはこの原理を最大限に適用する。例えば、ボールを持って相手ゴールに向かっている競技者にフリースローを与えてはならない。何故なら、反則を犯しているチームに対してアドバンテージを与えると見做すからである。】
- WP 7.4** 該当する競技規則に則り、どの競技者に対しても退水を宣告する権限を有する。退水を命ぜられた競技者が退水することを拒めば、試合を没収する権限を有する。
- WP 7.5** 競技者、交代者、観客、あるいはオフィシャルの言動が職務を正しく、中立的に遂行する妨げとなると判断した場合、当該者にプール構内からの退場を命じる権限を有する。
- WP 7.6** 競技者、交代者、観客、オフィシャルの言動、あるいはその他の状況が試合を正しい帰結に導く妨げとなると判断した場合、試合を没収する権限を有する。試合を没収せざるを得ない場合、管轄団体に報告する。

WP 8 ゴールジャッジ

WP 8.1 オフィシャル席と同じ側のゴールラインの延長線上に各々位置する。

WP 8.2 ゴールジャッジの職務は以下の通りである。

- (a) ピリオド開始時、各チームの競技者が各ゴールライン上に正しく位置したら、片腕を垂直に上げて合図する。
- (b) 不正スタートは両腕を垂直に上げて合図する。
- (c) ゴールスローは攻撃方向を腕で指すことで合図する。
- (d) コーナースローは攻撃方向を腕で指すことで合図する。
- (e) 得点は両腕を上げて交差させることで合図する。
- (f) 退水者または交代者の不正入水は両腕を垂直に上げることで合図する。

WP 8.3 各ゴールジャッジに予備のボールを用意し、使用中のボールがフィールド外に出た時、ゴールスローの場合はゴールキーパーに、コーナースローの場合は最寄りの攻撃チームの競技者に、それ以外の場合はレフェリーの指示に従ってボールを投入する。

WP 9 タイムキーパー

WP 9.1 タイムキーパーの職務は以下の通りである。

- (a) 正味競技時間、タイムアウト、ピリオド間のインターバルを計測する。
- (b) 各チームの連続ボール保有時間を計測する。
- (c) 規則の下で退水となった競技者の退水時間と並行してその退水者または交代者の入水時間を計測する。
- (d) 競技の残り 1 分及び延長戦の第 2 ピリオドの残り 1 分を音声で通告する。
- (e) 各タイムアウトの 45 秒経過及び終了を笛で合図する。

WP 9.2 レフェリーとは独立して、各ピリオドの終了を笛で合図する（特徴的で、音響効率が良く、そして容易に理解される音であれば他の方法でも可）。以下の場合を除き、合図が鳴ったら、直ちに効

力を発揮する。

- (a) 終了の合図と同時にレフェリーがペナルティーを判定した場合、競技規則に則りペナルティースローが行われる。
- (b) 終了の合図が鳴った時点でボールが空中にあってゴールラインを通過した場合、得点が認められる。

WP 10 セクレタリー

WP 10.1 セクレタリーの職務は以下の通りである。

- (a) 競技者、得点、タイムアウト、エクスクルージョンファウル、ペナルティーファウル、そしてパーソナルファウルを含め、試合の記録をつける。
- (b) 退水時間を管理し、適切な旗を上げることで退水時間の終了を合図する。但し、退水者のチームがボールの保有権を獲得した場合は、レフェリーが退水者あるいは交代者の入水を合図する。ブルータリティを犯した競技者の交代者の入水を、4分経過後に黄色の旗と当該チームの帽子の色の旗を上げることで合図する。
- (c) 退水者または交代者の不正入水を赤色の旗と笛で合図する（これはゴールジャッジが不正入水を合図した後でも行う）。この合図で競技は直ちに中断される。
- (d) 以下のように、3つ目のパーソナルファウルを遅滞なく合図する。
 - (i) 3つ目のパーソナルファウルがエクスクルージョンファウルの場合、赤色の旗で合図する。
 - (ii) 3つ目のパーソナルファウルがペナルティーファウルの場合、赤色の旗で合図する。

WP 11 競技時間

WP11.1 各ピリオド正味8分で4ピリオド行う。競技者がボールに触れた段階で各ピリオドの時間計測が開始される。競技中断の合図で計測は中断される。対応するスローを行う競技者の手からボールが離れた時点か、ニュートラルスローの場合は競技者がボールに触

れた時点で計測が再開される。

WP11.2 第1と第2ピリオド及び第3と第4ピリオドの間に2分、第2と第3ピリオドの間に5分のインターバル時間が与えられる。競技者、監督、コーチ、チームオフィシャルを含むチームは、第3ピリオド及び延長戦の第2ピリオドが開始される前にエンドを交替する。

WP11.3 勝敗を決する必要がある試合において、4ピリオド終了時に同点であった場合、5分の休憩時間後に延長戦を行う。各ピリオド正味3分を2ピリオド行い、ピリオド間に2分のインターバル時間が与えられ、チームはエンドを交替する。延長戦2ピリオド終了時に同点であった場合、勝敗を決する為にペナルティーシュート戦を行う。

【注：ペナルティーシュート戦が必要な場合、以下の手順に従って行う。

- (a) 試合を終えたばかりの2チーム同士の場合、その試合のレフェリーが担当して直ちに行う。
- (b) そうでない場合、そのラウンドの最終試合が終了した30分後もしくは最も適切な機会に行う。中立的な立場であることを条件に、そのラウンドの最終試合のレフェリーが担当する。
- (c) 2チーム間のペナルティーシュート戦の場合、双方のチームの監督は各々5名のシューターとゴールキーパーを指名する。ゴールキーパーを随時交代させることはできるが、当該試合のメンバー表に載っていた競技者でなければならない。
- (d) 監督は、指名した5名のシューターに対して、相手側ゴールにシュート打つ順番を割り振ること。ペナルティーシュート戦中、その順番を変えてはならない。
- (e) 永久退水となっている競技者をシューターあるいはゴールキーパーとして指名することは出来ない。
- (f) ペナルティーシュート戦中にゴールキーパーが退水となった場合、5名のシューターの中から1名をゴールキーパーとすること

が出来るが、その競技者にはゴールキーパーの特権は与えられない。但し、そのペナルティーシュート後は、新たに交代競技者または交代ゴールキーパーを入れることが出来る。ペナルティーシュート戦中にフィールドプレーヤーが退水となった場合、当該競技者を5名の参加者リストから削除し、交代者をリストの末尾に加える。

- (g) フィールドの両エンドで交互にシュートを行う。但し、フィールドのどちらかのエンド状況がどちらかのチームに有利、不利となるようであれば、全シュートは片側のエンドで行われる。シュートを行う競技者は自陣ベンチ前でプール内に留まり、ゴールキーパーは相手側エンドのゴールに入り、ペナルティーシュート戦に参加していない競技者は自陣ベンチに着席すること。
- (h) 最初にシュートを打つチームはトスで決められる。
- (i) 各々5本のペナルティーシュートを打ってもなお同点の場合、片方がはずして、もう片方が入れるまで同じメンバーが交互にシュートを打ち続ける。
- (j) 3チーム以上によるペナルティーシュート戦の場合、各チームに対して交互に5本のシュートを打つ。1投目のシュートを打つ順番は抽選によって決められる。】

WP11.4 全ての時計は減算式で時間を表示する（即ち、各ピリオドの残り時間を表示する）。

WP11.5 試合（もしくは試合の一部）をやり直す必要が生じた場合、その部分の得点、パーソナルファウル、タイムアウトなど全ての記録を削除する。但し、ブルータリテ、不行跡、またはその他のレッドカード処分の記録は残す。

WP 12 タイムアウト

WP12.1 各チームは競技時間中にタイムアウトを2回請求出来る。延長戦になった場合、更に1回の追加タイムアウトおよび利用しなかったタイムアウトを請求出来る。タイムアウトの時間は1分。タ

タイムアウトは、攻撃側チームの監督のセクレタリーまたはレフェリーに対する「タイムアウト」の申告と T 字型の手の合図によって、随時（ゴールイン後の再開前も含む）請求出来る。タイムアウトの請求があった場合、セクレタリーまたはレフェリーは笛の合図で競技を直ちに中断し、競技者は各々の自陣に直ちに返ること。

WP 12.2 タイムアウト後の競技は、レフェリーの笛の合図によって攻撃側チームがハーフライン上または自陣の任意の場所でボールをインプレーにすることにより再開される。但し、タイムアウトがペナルティースローまたはコーナースローが行われる前に請求された場合、そのスローは維持される。

【注：ボールの保有時間はタイムアウト後の競技再開から継続される。】

WP 12.3 ボールを保有しているチームの監督が、取る資格のない 3 回目またはそれ以上のタイムアウトを請求した場合、競技は中断され、相手側チームの競技者がハーフライン上でボールをインプレーにすることにより再開される。

WP 12.4 ボールを保有していないチームの監督がタイムアウトを請求した場合、競技は中断され、相手側チームにペナルティースローが与えられる。

WP 12.5 タイムアウト後の再開において、競技者はフィールド内のどの位置にいてもよい。但し、ペナルティースローとコーナースローの規則が適用される場合はそれに従うこと。

WP 13 競技開始

WP 13.1 公式プログラムに最初に記載されているチームが白帽あるいは自チームを反映する色の帽子を被り、オフィシャル席から見て左側から試合を開始する。他方のチームが青帽あるいは対照的な色の帽子を被り、オフィシャル席から見て右側から試合を開始する。

WP 13.2 各ピリオドの開始時には、競技者は自陣ゴールライン上に約 1m

の間隔をとって位置し、且つゴールポストから少なくとも 1m 離れていなければならない。ゴールポスト間には 2 人まで入ることが許される。競技者の身体のどの部分も、水面上でゴールラインを越えてはならない。

【注：競技開始時または再開時に、如何なる競技者でもラインを前方に引っ張ってはならず、センターボールを取りに行く競技者はゴールを蹴って出る目的でゴールに足をかけてはならない。】

WP 13.3 レフェリーは両チームの用意ができたと確認した時、開始の笛を吹き、ハーフライン上にボールを放つか投げる。

WP 13.4 ボールが一方のチームに明らかに有利に放たれたり投げ入れられたりした場合、レフェリーはボールを取り上げ、ハーフライン上でニュートラルスローを行う。

WP 14 得点

WP 14.1 得点はボールがゴールポスト間とクロスバーの下のゴールラインを完全に通過した時に記録される。

WP 14.2 得点はフィールドのいずれの場所からであっても記録される。但し、ゴールキーパーはハーフラインを越えたり、ハーフラインを越えたボールに触れてはならない。

WP 14.3 得点は握り拳以外の如何なる部分によっても記録される。ゴールにドリブルで入っても得点となる。競技の開始、再開の場合は少なくとも 2 人以上の（防御側ゴールキーパーを除く両チームの）競技者がボールに意図的にプレーもしくは触れた後でなければ得点とはならない。但し、以下を除く。

- (a) ペナルティースロー。
- (b) 防御側のフリースローによるオウンゴール。
- (c) ゴールスローからの直接シュート。
- (d) 5m ラインより外側で与えられたフリースローからの直接シュート。

【注：5m ライン外の反則に対してフリースローを与えられたチー

ムの競技者が5m ライン外から直接シュートして得点することが出来る。その競技者がボールをインプレーにした場合、防御側ゴールキーパーを除くもう1人の競技者が意図的にボールに触れた後でなければ得点とはならない。

反則が与えられた時、ボールが5m ライン内にあったり、防御側ゴールに近い位置に流れたりした場合、反則が起きた位置またはそれと同じライン上、またはそれよりも後方の位置にボールを遅延なく戻して、一連の流れに沿ってシュートされなければ得点は認められない。

以下の場合の再開後からの直接シュートによる得点は認められない。

- (a) タイムアウト。
- (b) 得点。
- (c) 出血を含む怪我。
- (d) 帽子の被り直し。
- (e) レフェリーがボールを取り上げた場合。
- (f) ボールがサイドからフィールド外に出た場合。
- (g) その他の全ての中断。】

WP 14.4 30 秒の保有時間の経過時もしくはピリオドの終了時に空中にあったボールがゴールに入った場合は得点となる。

【注：この規則の下では、ボールがゴールポスト、クロスバー、ゴールキーパー、あるいは他の防御側競技者に当たった後、または水面を跳ねてゴールに入った場合、得点は認められる。ピリオドの終了が合図された後、他の攻撃側競技者がボールにプレーするか、または意図的に触れた場合、得点は認められない。

この規則の下では、ボールがゴールに向かって飛んでいる時、ゴールキーパーもしくは他の防御側競技者がゴールを沈めたり、自陣5m ライン内でゴールキーパー以外の競技者が両手、両腕、または握り拳でボールを止めて得点を阻止した時、レフェリーがもしその反則がなければボールがゴールラインを通過したであろうと

判断した場合、ペナルティースローが与えられる。

この規則の下では、ゴールに向かって飛んでいるボールが水面に落ち、漂って完全にゴールラインを通過した場合、そのボールがシュートの惰性によって直ちにゴールラインを通過した時のみレフェリーは得点を認める。】

WP15 得点後の再開

WP15.1 得点になされた後、両チームの競技者はフィールドのハーフラインを境として各々自陣に位置する。競技者は水面上でハーフラインを越えてはならない。レフェリーは笛を吹き競技を再開する。再開時は得点を許したチームの競技者の手からボールが離れた時に正味時間が再計測される。この規則に反した再開はやり直しとなる。

WP16 ゴールスロー

WP16.1 ゴールスローは以下の時に与えられる。

- (a) 防御側ゴールキーパーを除く競技者が最後に触れたボールがゴールポスト間及びクロスバー下を除いたゴールラインを完全に通過した時。
- (b) 以下の状況で、ボールが直接ゴールポスト間及びクロスバー下のゴールラインを完全に通過するか、ゴールポスト、クロスバー、あるいは防御側ゴールキーパーに当たった時。
 - (i) 5m ライン内で与えられたフリースローからの直接シュート。
 - (ii) 5m ライン外で与えられたフリースローからの直接シュートを規則に準拠して行わなかった場合。
 - (iii) ゴールスローからのシュートを直ちに行わなかった場合。
 - (iv) コーナースローからのシュート。

WP16.2 ゴールスローは2m ライン内からであれば、どの競技者でも行うことができる。この規則に反したゴールスローはやり直しとなる。

【注：ゴールスローは、ボールに一番近い競技者が行うこと。フ

リースロー、ゴールスロー、コーナースローを不当に遅らせてはならない。そして、スローする者の手からボールが離れるのを他の競技者から見えるような方法で行うこと。他の競技者にパスをする前にボールをドリブルすることが許される WP19.4 の権限を見逃して、スローを遅らせる過ちを競技者はしばしば犯す。従って、スローする競技者がパスを出す味方を見つけられなくとも、スローを速やかに行うことが出来る。このような場合、上げた手からボールを水面に落とす(図1)、もしくは空中に放り上げる(図2)ことによってスローを行ったと見做す。その後、ボールを持って泳ぐか、ドリブルして泳ぐことが出来る。しかし、いずれの場合も、スローは他の競技者から見えるように行うこと。】

図1



図2



WP17 コーナースロー

WP17.1 コーナースローは防御側ゴールキーパーが最後に触れたボール、あるいはゴールキーパー以外の防御側競技者が意図をもってプレーしたボールが、ゴールポスト間及びクロスバーの下を除き、ゴールラインを完全に通過した時に与えられる。

WP 17.2 コーナースローは、ボールがゴールラインを完全に通過した側の2m ラインの所から攻撃側競技者に与えられる。スローは、不当に遅らせることがなければ、一番近い競技者が行う必要はない。

【注：スローの方法については WP16.2 を参照。】

WP17.3 コーナースローを行う際、攻撃側チームの競技者は2m ライン内

に入ってはならない。

WP17.4 コーナースローが誤った場所から行われたり、攻撃側競技者が2mライン内より出る前に行われた場合、やり直しとなる。

WP18 ニュートラルスロー

WP18.1 ニュートラルスローは以下の時に与えられる。

- (a) ピリオド開始時、ボールが一方のチームに明らかに有利な場所にあったとレフェリーが判断した時。
- (b) 両チームの1人またはそれ以上の競技者が同時にオーディナリーファウルを犯し、どちらの競技者が先に反則したかレフェリーが判断出来ない時。
- (c) 両レフェリーが同時に各々反対のチームにオーディナリーファウルの笛を吹いた時。
- (d) どちらのチームもボールを保有していない時に、両チームの1人またはそれ以上の競技者が同時にエクスクルージョンファウルを犯した時。両競技者が退水してからニュートラルスローを行う。
- (e) ボールがフィールドの上部障害物に当たったり引っかかったりした時。

WP18.2 ニュートラルスローを行う際、反則が起きた場所とほぼ同じ横方向の位置から、レフェリーは両チームの競技者にボールを取る機会を均等に与えるようにボールを投げ入れる。2mライン内におけるニュートラルスローは2mライン上で行う。

WP18.3 ニュートラルスローのボールが明らかに一方のチームに有利な位置に落ちたとレフェリーが判断した場合、レフェリーはボールを取り上げてスローをやり直すこと。

WP19 フリースロー

WP19.1 フリースローは反則の起きた場所で行われる。但し、以下の場合は除く。

- (a) 防御側チームのゴールからボールがより遠くにある場合は、フ

リースローはボールのある場所から行われる。

(b) 防御側競技者によって防御側 2m ライン内で反則が犯された場合、反則が起きた場所に最も近い 2m ライン上から行われる。この時、ボールが 2m ライン外にあれば、ボールのある場所から行われる。

(c) その他は本規則に規定された場所から行われる。

WP19.2 フリースローを行う競技者に与えられる時間はレフェリーの判断に委ねられる。その時間は常識的であり、不当に遅らせてはならないが、直ちでなくともよい。明らかにフリースローを直ぐに行える状況にある競技者がそうしなかった場合、反則となる。

WP19.3 フリースローを行う競技者にボールを渡すのは、フリースローを与えられたチームの責任である。

WP19.4 フリースローは、スローを行う競技者の手からボールが離れるのを他の競技者が見えるような方法で行うこと。そして、その後、他の競技者にパスする前にボールを持って運ぶかドリブルすることも許される。フリースローを行う競技者の手からボールが離れた時、直ちにインプレーとなる。

【注：スローの方法に関しては、WP16.2 の注を参照。】

WP20 オーディナリーファウル

WP20.1 以下の反則（WP20.2～WP20.16）のいずれかを犯すことはオーディナリーファウルであり、罰則として相手チームにフリースローが与えられる。

【注：レフェリーは、攻撃側チームに有利な展開になるように、規則に従ってオーディナリーファウルを科さねばならない。但し、WP7.3（アドバンテージ）の特別な状況を注意して見なければならぬ。】

WP20.2 ピリオド開始の際、レフェリーの合図の前にゴールラインの先に前進すること。フリースローはボールのある場所から、またはフィールドにボールが放たれていない場合はハーフライン上から

行われる。

WP 20.3 ピリオドの開始時、あるいは競技時間中において味方競技者を援助すること。

WP 20.4 競技中あるいはピリオド開始時に、ゴールポストまたはその取り付け具、プールサイドまたはプールエンドに掴まったり、そこを押し出ること。

WP 20.5 プールの底に立っている時に競技に積極的に参加すること、競技中に歩くこと、あるいはボールにプレーしたり相手をタックルする為にプールの底を蹴って飛び出すこと。この規則は5mライン内にいるゴールキーパーには適用されない。

WP 20.6 タックルされた時にボールを完全に水中に沈めたり、水中で保持したりすること。

【注：仮に相手側のタックルによる結果として、ボールを保持している競技者の手がボールと共に水中に押し込まれたとしても（図3）オーディナリーファウルとなる。ボールが水中に沈められた時、その競技者の意思に反するか否かは問題ではない。大切なことは、ボールが水中に沈められた時にそのボールを保持していたのが誰かということである。この反則はタックルされた時にボールを保持していなければ起き得ないということを考慮することが重要である。従い、ゴールキーパーがシュートを防ぐ為に水中から高く飛び上がり、落ちた時にボールを水面下に沈めたとしても反則とはならない。しかし、相手競技者にタックルされた時にボールを水中に保持した時はこの規則を犯したことになる。そして、その行為が恐らく得点となることを妨げたならば、WP22.2に従ってペナルティースローが与えられる。】

図3



WP 20.7 握り拳でボールを打つこと。この規則は 5m ライン内のゴールキーパーには適用されない。

WP 20.8 同時に両手でボールを扱ったり、触れたりすること。この規則は 5m ライン内のゴールキーパーには適用されない。

WP 20.9 相手競技者の肩、背、あるいは脚の上を泳ぐことを含め、ボールを保持していない相手競技者の自由な動きを妨げる、あるいは妨害すること。「ボールを保持する」とは、ボールを持ち上げ、持ち運び、あるいは触れることであり、ボールをドリブルすることは含まれない。

【注：レフェリーはまず初めに、相手競技者がボールを保持しているかどうかを見極めなければならない。何故なら、相手競技者がボールを保持していれば、競技者のアタックは「妨害」の反則にはあたらない。競技者が水面より上にボールを持ち上げて保持していれば（図 4）、ボールを保持していることは明らかである。また、競技者がボールを手を持って泳いでいる時も、水面上にあるボールに触れている時も（図 5）、ボールを保持していると見做される。図 5 のように、ボールと共に泳いでいる（ドリブル）ことは、保持と見做されない。

妨害のよくある形として、競技者が相手競技者の脚の上を泳いで横切り（図 7）、その結果として相手の泳ぐ速度を落とさせたり、通常の脚の動きを妨害したりすることが挙げられる。また、別の形として、相手競技者の肩の上を泳ぐことがある。妨害の反則は、ボールを保持している競技者が犯すこともあるということを覚えていなくてはならない。例えば、図 8 は、競技者がボールを片手に持って、自分のプレーする余地を更に得ようとして相手競技者を押しつけようとする行為である。図 9 は、ボールを保持している競技者が頭で相手競技者を押しつける行為である。

図 8、図 9 は注意しなければならない。何故なら、ボールを保持している競技者の乱暴な動作は、殴打あるいはブルータリティに値する可能性があるからである。図 8、図 9 は乱暴な動作なしの

妨害を図解している。競技者はまた、ボールを保持あるいは触れていない時でも妨害の反則を犯すことがある。図10は、競技者が故意に身体や腕を伸ばし広げて相手競技者をブロックしてボールに接近させないようにする行為である。この反則はフィールドの端付近でしばしば犯される。】

図4



図5



図6



图 7



图 8



图 9



図 10



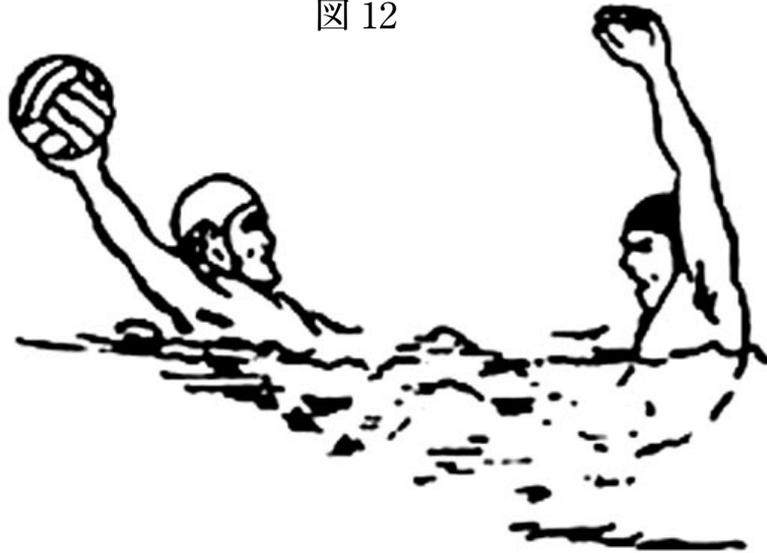
図 11



WP 20.10 ボールを保持していない相手競技者を押すあるいは押し離れること。

【注：プッシングは手（図 11）あるいは足（図 12）で行われることを含み、様々な形で行われる。図で示されたような場合、罰則はオーディナリーファウルとしてフリースローが与えられる。しかし、レフェリーは、足で押すことと、エクスクルージョンファウルやブルータリティになるキッキングの違いを注意しなければならない。動作が始まる時、既に相手競技者に足が接触しているなら、これは通常のプッシングである。しかし、相手競技者に接触する前にその動作が始まったなら、それはキッキングとして見做される。】

図 12



- WP20.11** ボールの位置より後方にいる場合を除き、相手側ゴールの 2m ライン内に入ること。競技者がボールを持って 2m ライン内に入り、ボールの位置より後方にいる味方競技者にパスをし、その競技者が直ちにシュートした場合、最初の競技者が 2m ライン内より出ることが出来なくても反則とはならない。
- WP20.12** ペナルティスローを規定された方法に反して行うこと。
【注：ペナルティスローの方法に関しては WP23.4 を参照。】
- WP20.13** フリースロー、ゴールスロー、あるいはコーナースローを不当に遅らせること。
【注：WP16.2 の注を参照。】
- WP20.14** ゴールキーパーがハーフラインを越えること、またはハーフラインを越えたボールに触れること。
- WP20.15** 競技者が最後に触れたボールが、サイドラインを越えてフィールド外に出ること（サイドライン上にある、水面よりも高い位置の壁に当たって跳ね返ることも含む）。但し、防御側競技者がシュートをブロックしてサイドラインを越えた場合を除く。この場合、防御側チームにフリースローが与えられる。
- WP20.16** 一方のチームが相手ゴールにシュートすることなしに正味競技時間 30 秒以上ボールを保有し続けること。保有時間を計測して

いるタイムキーパーは以下の時、時計をリセットする。

- (a) ゴールに向かってシュートする競技者の手からボールが離れた時。ボールがゴールポスト、クロスバー、あるいはゴールキーパーに当たってフィールドに跳ね返ったら、保有時間はどちらかのチームがボールを保有するまでは計測を始めないこと。
- (b) 相手チームがボールを保有した時。「保有する」には、相手競技者が空中にあるボールに単に触れることは含まれない。
- (c) エクスクルージョンファウル、ペナルティーファウル、ゴールスロー、コーナースロー、あるいはニュートラルスローの後にボールがインプレー状態になった時。

ボール保有の残り時間を表示する為に減算式の時計を常に見えるように設置する。

【注：タイムキーパーとレフェリーは、ゴールにシュートしたか否かの判断をしなければならない。しかし、最終的な判断はレフェリーに委ねられる。】

WP 21 エクスクルージョンファウル

WP 21.1 以下の反則（WP21.4～WP21.17）のいずれかを犯すことはエクスクルージョンファウルであり、（規則に別途規定されていない限り）罰則として相手チームにフリースローが与えられ、反則を犯した競技者は退水となる。

WP 21.2 退水者は離水せずに自陣ゴールラインの入水エリアに行くこと。離水した競技者（交代者の入水後に離水した場合は除く）は、WP21.10（不行跡）の反則を犯したと見做される。

【注：退水者（規則に則り永久退水となった競技者を含む）は、離水せずに、競技を妨害することなく自陣ゴールラインの入水エリアへ行くこと（水中を潜って泳いでも構わない）。競技者はフィールドのどこからでも出て入水エリアまで泳いで行くことができる。但し、この時にゴールの位置に影響を及ぼしてはならない。

退水者(あるいは交代者)が規則に則り入水を許可される為には、退水を指示された競技者が入水エリアに入った後、視認できるように水面に浮上すること。しかし、退水者は一旦浮上すれば、交代者が入ってくるまでその場に留まる必要はない。】

WP 21.3 退水者あるいは交代者は、次に挙げる内で一番早く起きた事項の後、フィールド内に戻ることができる。

- (a) 正味競技時間 20 秒経過後、セクレタリーが適切な旗を上げた時。但し、その競技者は規則に則り入水エリアに入っていること。
- (b) 得点がなされた時。
- (c) 退水競技者のチームがインプレー中にボールの保有権を再獲得し(即ち、ボールをコントロールし)、防御側レフェリーが入水を合図した時。
- (d) 退水者のチームにフリースローもしくはゴールスローが与えられた時、レフェリーのその反則判定の合図が入水の合図となる。但し、その競技者は規則に則り入水エリアに入っていること。退水者あるいは交代者は、自陣ゴールラインの入水エリアからフィールド内に戻ることが出来る。但し、
 - (a) セクレタリーまたはレフェリーから合図を受けていること。
 - (b) プールサイドから飛び込んだり、フィールドの壁から押し出たりしないこと。
 - (c) ゴールの位置に影響を与えないこと。
 - (d) 退水者が自陣ゴールラインの入水エリアに戻るまで(但し、ピリオド間、得点后、タイムアウト中は除く)、交代者は入水出来ない。
 - (e) 得点后、退水者または交代者は、どこからでもフィールドに入れる。

上記規定は、競技者が3つ目のパーソナルファウルを科せられたり、規則に則り永久退水となった時の交代者の入水にも適用される。

【注：退水者が自陣ゴールラインの入水エリアに入らない内は、レフェリーは交代者に対して入水の合図を出してはならない。

また、セクレタリーは 20 秒の退水時間が経過した合図を出してはならない。これは、永久退水となった競技者に代わる交代者にも適用される。退水者が自陣入水エリアに戻らない場合、交代者は得点后、ピリオド終了後、またはタイムアウト中でなければ入水出来ない。

退水者あるいは交代者に入水の合図を出すのは、本来、防御側レフェリーの責務である。しかし、攻撃側レフェリーも合図を出しても構わない。そして、どちらのレフェリーの合図も有効である。レフェリーが不正入水ではないかと思ったり、ゴールジャッジが不正入水を合図した場合、もう一方のレフェリーが入水の合図を出していなかったかをまず確かめること。

防御側レフェリーは、退水者あるいは交代者に入水の合図をする前に、攻撃側レフェリーが相手チームのボールとなるような笛を吹くといけないので、合図するのを少し待つべきである。

ボールの保有権の移行は、単にピリオドの終了だけでは起こらない。退水者あるいは交代者は、次のピリオドの開始において自チームがセンターボールを獲得すれば入水出来る。ピリオド終了が合図された時に競技者が退水しているならば、レフェリーとセクレタリーは競技再開を合図する前に競技者の数が正しいかどうかを確認すること。】

WP 21.4 事故、怪我、病気、もしくはレフェリーの許可があった場合を除き、競技に競技者が離水したり、プールの昇降段に座ったり立ったりすること。

WP 21.5 フリースロー、ゴールスロー、コーナースローに対して次のような妨害をすること。

- (a) 競技の正当な進行を妨げる為に、ボールを意図的に弾き飛ばしたり、ボールを離そうとしないこと。
- (b) スローを行う者の手からボールが離れる前にボールにプレーを試みること。

【注：競技者が水中にいて、結果として笛の音が聞こえなかった場合、この規則の罰則対象とはならない。レフェリーは、この競技者の行為が意図的であったかどうかを見極めねばならない。スローする競技者にボールが届くのを邪魔したり遅らせたりすることは、間接的にスローの妨害となる。スローの方向をブロックしたり（図13）、スローする競技者の正当な動きを妨害したり（図14）することも、スローの妨害である。ペナルティースローの妨害に関しては、WP21.16を参照。】

図13



図14



WP 21.6 5m ライン外でパスまたはシュートに対して両手でブロックを試みること。

WP 21.7 故意に相手競技者の顔に水を跳ねかけること。

【注：スプラッシングは不当な戦術としてしばしば使われるが、両競技者が互いに正対している（図 15）といった明らかな場面の時のみ罰せられていることが多い。しかし、少し判りにくいのが、シュートやパスをしようとしている相手競技者の視界を妨げようと、故意にではないと見せかけて、腕で水しぶきのカーテンを作ることがある。

故意に相手競技者に水を跳ねかけた場合の罰則は WP21.7 に則りエクスクルージョンであり、相手が 5m ライン内にいてシュートをしようとしているならば WP22.2 に則りペナルティーである。ペナルティーを科すかエクスクルージョンを科すかは、単に攻撃側競技者の位置と動作によって決まる。反則競技者が 5m ラインの内側にいるか外側にいるかは判定基準にならない。】

図 15



WP 21.8 ボールを保持していない相手競技者を捕らえ、沈め、引き戻すこと。「ボールを保持している」とは、ボールを持ち上げ、持ち運び、あるいは触れることである。ボールをドリブルすることはボールを保持することに含まれない。

【注：この規則が正しく適用されることは、競技の外見的な進行のみならず、正しく公正な結果を得る為にも大変重要である。

規則の記述は明白、明瞭であり、ただ一通りにしか解釈出来ない。ボールを保持していない相手競技者を捕らえ（図 16）、沈め（図 17）、引き戻す（図 18）ことは、エクスクルージョンファウルである。レフェリーが本規則に独自の解釈を加えることなく、限度を超えた乱暴なプレーをなくすよう、正しくこの規則を適用することが必要不可欠である。加えて、それがなければ恐らく得点となったと思われるような、5m ライン内における WP21.7 に抵触する反則に対する罰則はペナルティースローであることを認識しておかねばならない。】

図 16



図 17



図 18



WP 21.9 故意に相手競技者を蹴りあるいは殴ること、またはそのような意図を持って不適当な動作をすること。

【注：蹴ったり殴ったりする反則は様々な形で発生する。ボールを保持した競技者によって犯されることもあるし、相手競技者によって犯されることもある。ボールを保持しているかどうかは判定基準にならない。重要なことは、実際に相手競技者に当たらなくとも、反則競技者の行為そのものである（蹴ったり殴ったりする意図を持って不適切な動作をすることも含む）。

最も危険な殴る行為は、肘を後ろに突き出すもので（図 19）、相手に重大な怪我を負わせる恐れがある。同様に、ぴったりと後ろにいる相手競技者の顔に、故意に頭をぶつけることも大怪我を負わせる恐れがある。このような状況下では、レフェリーは WP21.9 よりも WP21.11（ブルータリティ）の反則を適用することも許される。】

図 19



WP 21.10 不行跡を犯すこと。不行跡とは、容認できない言葉遣い、けんか腰または執拗な反則行為、レフェリーやオフィシャルに対する不服従や無礼な態度、または競技を貶める可能性のある、ルールの精神に反する行為などを指す。反則競技者は交代ありの永久退水となり、WP 21.3 に記載された事項の内、最も早く起きたものの後に交代者は入水出来る。尚、反則競技者は競技場から退場しなければならない。

【注：競技者がピリオド間のインターバル中、タイムアウト中、得点後にこの規則に抵触する行為をした場合、競技者は永久退水となる。上記時間はインターバル時間中と見做される為、交代者は競技再開前に直ちに入水出来る。競技は通常の方法で再開される。】

WP 21.11 相手競技者またはオフィシャルに対し、競技中、プレー中断中、タイムアウト中、得点後、ピリオド間のインターバル中にブルータリテイ行為（乱暴なプレーをすること、悪意をもって相手を殴る、蹴る、あるいは殴ろう、蹴ろうとすることを含む）を行うこと。

競技中に起きた場合、反則競技者は永久退水となり、競技場から退場し、相手チームにペナルティースローが与えられる。正味競技時間 4 分経過後、交代者の入水が認められる。

プレー中断中、タイムアウト中、得点後、ピリオド間のインターバル中に起きた場合、反則競技者は永久退水となり、競技場から退場しなければならない。ペナルティースローは与えられない。正味競技時間 4 分経過後、交代者の入水が認められ、競技は通常の方法で再開される。

レフェリーが両チームの競技者に対して同時にブルータリテイまたは乱暴な行為に対して反則判定を下した場合、両競技者は永久退水となり、正味競技時間 4 分経過後経過後、交代者の入水が認められる。ボールを保有していたチームからペナルティースローを行い、次に相手チームがペナルティースローを行う。2

つ目のペナルティースローの後、ハーフライン上もしくはそれより後方で、ボールを保有していたチームのフリースローから競技が再開される。

WP 21.12 競技中に両チームの競技者が同時に退水判定を受けた場合、両競技者は 20 秒間の退水となる。30 秒計はリセットされ、ボールを保有していたチームのフリースローから競技が再開される。両退水判定時にどちらのチームもボールを保有していなかった場合、競技はニュートラルスローから再開される。

【注：この規則に則り退水となった両競技者は、WP 21.3 に記載された事項の内、最も早く起きたものの後に、または次のボールの保有権の移行時に入水出来る。

この規則の下で退水となった両競技者の入水が可能になった時、防御側レフェリーはその競技者の準備が整い次第、入水の合図を出してよい。但し、両競技者の準備が整うまでレフェリーは待つ必要はない。】

WP 21.13 退水者あるいは交代者の入水が不適切な方法で行われた時。不適切な入水方法とは：

- (a) セクレタリーもしくはレフェリーの合図を受けずに入水すること。
- (b) 規則に規定された即時交代を除き、自陣入水エリア以外の場所から入水すること。
- (c) プールサイドから飛び込んだり、フィールドの壁から押し出たりすること。
- (d) ゴールの位置に影響を与えること。

この反則が、ボールを保有していないチームの競技者によって犯された場合、反則競技者は退水となり、相手チームにペナルティースローが与えられる。この競技者にはパーソナルファウルが 1 つ追加されるだけで、記録上はエクスクルージョンペナルティー (EP) となる。

この反則が、ボールを保有しているチームの競技者によって犯

された場合、反則競技者は退水となり、相手チームにフリースローが与えられる。

WP 21.14ペナルティースローを妨害すること。反則競技者は交代ありの永久退水となり、WP 21.3に記載された事項の内、最も早く起きたものの後に交代者は入水出来る。尚、ペナルティースローは維持されるか、適宜やり直しとなる。

【注：ペナルティースロー妨害の典型的な例は、スローの直前にスローを行う競技者を蹴ることである。レフェリーはそのような妨害をなくす為に、全ての競技者がスローをする競技者より少なくとも2m離れていることを確認する必要がある。また、レフェリーは、防御側チームが先にポジション取りをする権利を与えなくてはならない。】

WP 21.15ペナルティースローを行う際、防御側ゴールキーパーがゴールライン上に正しく位置するようレフェリーに一度命ぜられてもそのようにしないこと。他の防御側競技者がゴールキーパーに代わってゴールを守ることが出来るが、ゴールキーパーの特権と制限は与えられない。

WP 21.16競技者が退水させられた時、退水時間の計測は、フリースローのボールが競技者の手より離れた時、またはニュートラルスローにおいて競技者がボールに触れた時、直ちに開始される。

WP 21.17退水を命ぜられた競技者がゴールの位置に影響を及ぼすことも含め、故意に競技を妨害した場合、相手チームにペナルティースローが与えられる。また、その競技者にはもう一つのパーソナルファウルが記録される。退水を命ぜられた競技者が速やかに退水しようとしめない場合、レフェリーはこの規則による故意の妨害と見做すことが出来る。

WP 21.18試合が延長戦に入った場合、退水競技者の退水時間は延長戦にも継続される。正規競技時間中に記録されたパーソナルファウルは延長戦にも持ち越される。規則に則り永久退水となった競技者は延長戦に参加することは出来ない。

WP 22 ペナルティーファウル

WP 22.1 以下の反則（WP22.4～WP22.7）のいずれかを犯すことはペナルティーファウルであり、罰則として相手チームにペナルティースローが与えられる。

WP 22.2 5m ライン内において、それがなければ恐らく得点となると思われるような反則を防御側競技者が犯した時。

【注：恐らく得点となるものを阻止する反則として以下のものも挙げられる。

- (a) ゴールキーパーまたは他の防御側競技者がゴールを引き下げる、あるいは移動すること（図 20）。
- (b) 防御側競技者が両手でシュートまたはパスのブロックを試みることに（図 21）。
- (c) 防御側競技者が握り拳でボールにプレーすること（図 22）。
- (d) ゴールキーパーまたは他の防御側競技者がタックルされた時、ボールを水中に沈めること。

上記の反則またはホールディング、引き戻し、妨害などの反則に対し、通常はフリースロー（必要とあらば退水）が与えられるが、防御側競技者が 5m ライン内においてその反則を犯し、それがなければ恐らく得点となると思われる場合には、ペナルティーファウルになることを認識しておくことが重要である。】

図 20



図 21



図 22



- WP 22.3** 防御側競技者が、5m ライン内において、相手競技者を蹴ったり、殴ったり、あるいはブルータリティ行為を犯すこと。ブルータリティの場合、ペナルティースローを与えることに加え、反則競技者は永久退水となり、交代者は正味競技時間 4 分経過後に入水出来る。
- WP 22.4** 退水を命ぜられた競技者が、ゴールの位置に影響を及ぼすことも含め、故意に競技を妨害すること。
- WP 22.5** ゴールキーパーあるいは他の防御側競技者が得点を妨げる目的でゴールを完全にひっくり返すこと。反則競技者は永久退水となり、WP 21.3 に記載された事項の内、最も早く起きたものの

後に交代者は入水出来る。

WP 22.6 規則の下で競技に参加することを認められていない競技者あるいは交代者が入水すること。加えて、反則競技者は永久退水となる。WP 21.3に記載された事項の内、最も早く起きたものの後に交代者は入水出来る。

WP 22.7 ボールを保有していないチームの監督がタイムアウトを請求すること、あるいはチームオフィシャルが得点を妨げる行為をすること。但し、この反則にはパーソナルファウルは記録されない。

WP 22.8 競技残り1分以内にペナルティースローがチーム与えられた場合、その監督はボールの保有権を選択することも可能で、その場合はフリースローが与えられる。タイムキーパーは30秒計をリセットすること。

【注：この規則に則りボールの保有権を選択する場合、監督は速やかにその意思表示を明確に合図しなければならない。】

WP 23 ペナルティースロー

WP 23.1 ペナルティースローは、相手5mライン上の任意の地点から、与えられたチームのゴールキーパーを除くどの競技者が行ってもよい。

WP 23.2 全ての競技者は5mライン外に出ること。そして、ペナルティースローを行う競技者より少なくとも2m離れること。スローを行う競技者の両側には、相手チームの競技者が1人ずつ先にポジション取りする権利がある。防御側ゴールキーパーは、水面上で身体のどの部分もゴールラインを越えないようにゴールポスト間に位置すること。ゴールキーパーが離水あるいは退水している場合、他の競技者がゴールを守ることが出来るが、ゴールキーパーの特権も制限も与えられない。

WP 23.3 ペナルティースローを管理するレフェリーは、競技者が正しい位置に着いたこと確認した後、笛による合図と同時に垂直に上げた腕を水平に下ろす。

【注：笛による合図と同時に腕を下ろすことにより、観客が騒がしい時など、如何なる状況下でも規則に則ったスローを行うことが可能になる。腕が上がっている時、スローを行う競技者は集中する。何故なら、直後に合図があることを予測出来るからである。】

WP 23.4 ペナルティースローを行う競技者はボールを持ち、合図後、直ちに連続動作でゴールに向かって直接スローすること。競技者は水面上よりボールを持ち上げてスローすること（図23）、または上げた手にボールを持ってスローすること（図24）が出来る。そして、ボールがスローする者の手を離れる前に、連続動作が途切れなければ、スローに備えてゴールと反対方向にボールを引くことは許される。

【注：この規則は、競技者がゴールに向かって後ろ向きに構え、身体を1回転あるいは半回転させてスローを行うことを妨げない。】

図 23



図 24



WP 23.5 ボールがゴールポスト、クロスバー、またはゴールキーパーに当たって跳ね返った場合、インプレーのままである。そして、得点が成立する為に他の競技者がボールにプレーしたり触れたりする必要はない。

WP 23.6 レフェリーがペナルティースローを与えるのと同時に、タイムキーパーのピリオド終了の合図があった場合、ペナルティースローが行われる前にスローを行う競技者と防御側ゴールキーパーを除き、全ての競技者は離水すること。この状況下では、ボールがゴールポスト、クロスバー、またはゴールキーパーに当たって跳ね返った場合、その瞬間終了となる。

WP 24 パーソナルファウル

WP 24.1 パーソナルファウルは、エクスクルージョンファウルあるいはペナルティーフアウルを犯した競技者に記録される。レフェリーは反則競技者の帽子番号をセクレタリーに示すこと。

WP 24.2 3つ目のパーソナルファウルを科せられた競技者は永久退水となり、WP 21.3に記載された事項の内、最も早く起きたものの後に交代者は入水出来る。3つ目のパーソナルファウルがペナルティーフアウルなら、交代者の入水は直ちに行われる。

WP 25 事故、怪我、病気

WP 25.1 競技者は事故、怪我、病気、もしくはレフェリーの許可がある場合にのみ、競技中に離水したり、プールのステップ及びサイドに座ったり立ったりすることが許される。規則に従って離水した競技者は、適切な中断時にレフェリーの許可を得てから自陣ゴールラインの入水エリアから入水出来る。

WP 25.2 競技者が出血した場合、レフェリーは直ちにその競技者を水中から出るよう命じ、交代者を直ちに入水させ、そして、競技は中断することなく続行される。出血が止まった後に、その競技者は競技の通常的行為として交代者となることが許される。

- WP 25.3** 出血以外の事故、怪我、病気が起こった場合、レフェリーはその判断により、3分間を超えずに競技を停止することが出来る。その場合、レフェリーはタイムキーパーにいつ競技停止時間が起算されるかを指示すること。
- WP 25.4** 事故、怪我、病気、出血、またはその他予知出来ない理由により競技が中断した場合、競技再開は中断時にボールを保有していたチームが、中断された場所でボールをインプレーにすること。
- WP 25.5** WP25.2（出血）の状況を除き、交代者が入水したなら、その競技者は再び競技に参加することは出来ない。

付則 A

2 人制レフェリーの手引き

1. レフェリーは試合を完全に統括し、反則や罰則を宣告する権限を等しく有する。レフェリー同士の判定の違いは、抗議やアピールの根拠とはならない。
2. レフェリーを任命する委員会あるいは統括組織は、各々のレフェリーがフィールドのどちら側を担当するかを決める。レフェリーはチームがエンドを交替しないピリオド開始前にサイドを交替する。
3. 試合開始時及び各ピリオド開始時に、レフェリーは各々の 5m ライン上に立つ。開始の合図はオフィシャル席と同じ側のレフェリーが行う。
4. 得点後の再開の合図は、得点になされた時、攻撃側を担当していたレフェリーが行う。再開の前に競技者の交代があれば、レフェリーはそれが完了したかどうかを確認する。
5. 各々のレフェリーは、フィールドのどの場所の反則も判定することが出来る。しかし、各々のレフェリーは、右手側のゴールを攻めている攻撃側の状況を主に担当する。攻撃側の状況をコントロールしていないレフェリー（防御側レフェリー）は、相手ゴールを攻めている攻撃側チームの最後尾にいる競技者よりも前に位置取りしないこと。
6. フリースロー、ゴールスロー、またはコーナースローを与える時、レフェリーは笛を吹いて判定し、両レフェリーは攻撃の方向を示す。そして、それはプールのどの位置にいる競技者からもスローが与えられたチームがどちらなのか、直ちに分かるようであればならない。判定をしたレフェリーはボールが反則の起きた場所がない場合、その場所を指し示す。レフェリーは付則 B に示された合図を用い、反則の種類を示す。
7. 競技者がスポーツマンシップに反する行為を執拗に繰り返している、あるいはシミュレーション行為を行っているとしてレフェリーが判断し

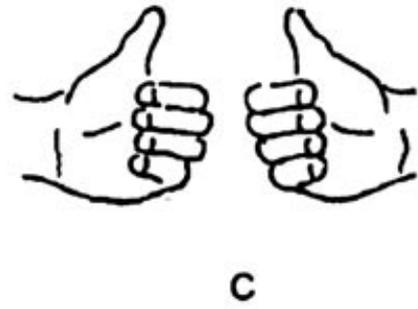
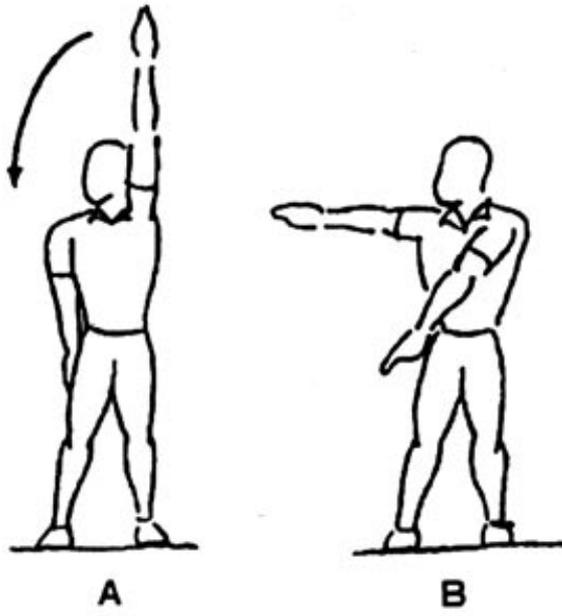
た場合、その反則競技者に対してイエローカードを提示する。これらの行為が継続されるようであれば、不行跡と見做し、フィールドとオフィシャル席から見えるように、その競技者に対してレッドカードを提示する。その後、レフェリーはオフィシャル席に対して退水者の帽子番号を提示する。

8. ペナルティースローの合図は攻撃側レフェリーが行う。但し、左手でスローを行う競技者は、防御側レフェリーにスローの合図を要求することが出来る。
9. 同じチームに対して両レフェリーが同時にフリースローを与えた場合、攻撃側レフェリーによってフリースローを与えられた競技者がスローを行う。
10. 両チームに対して同時にフリースローが与えられた場合、ニュートラルスローとなる。スローは攻撃側レフェリーが行う。
11. 両レフェリーが同時に、一方のチームにオーディナリーファウル、もう一方のチームにエクスクルージョンファウルあるいはペナルティーフアウルを与えた場合、エクスクルージョンファウルあるいはペナルティーフアウルが適用される。
12. 両チームの競技者が競技中に同時にエクスクルージョンファウルを犯した場合、レフェリーはボールを取り上げ、両チームとオフィシャル席にどの競技者が退水となったかを明示する。30秒計がリセットされ、ボールを保有していたチームのフリースローから競技が再開される。両退水判定の際、どちらのチームもボールを保有していなかった場合、競技はニュートラルスローから再開される。
13. 両チームに同時にペナルティーフアウルが判定された場合、最後にボールを保有していたチームからペナルティースローを行う。2つ目のペナルティースローが行われた後、ハーフライン上もしくはそれより後方で、ボールを保有していたチームのフリースローから競技が再開される。

付則 B

オフィシャルが使用する合図

- 図 A (i) 各ピリオドの開始、(ii) 得点後の再開、(iii) ペナルティースローの合図：片腕を垂直位置から水平位置に下ろす。
- 図 B フリースロー、コナースロー、ゴールスローの合図：攻撃方向に片腕を差し出し、もう片方の腕はボールをインプレーにする場所を指示する。
- 図 C ニュートラルスローの合図：スローの場所を指示し、両手の親指を立てて、ボールを取り上げる。
- 図 D 退水の合図：反則を犯した競技者を指し、速やかにフィールドのバウンダリーラインの方向に腕を動かす。そして退水者の帽子番号をフィールドとオフィシャル席に見えるように合図する。
- 図 E 両退水の合図：両競技者を両手で指し、図 D に従って退水を指示し、直ちに両者の帽子番号を合図する。
- 図 F 不行跡による永久退水の合図：当該競技者に対してレッドカードを提示後、図 D（必要ならば図 E）に従って退水を指示し、フィールドと本部席から見えるように両前腕部を交互に回転させる。その後、レフェリーは本部席に対して退水競技者の帽子番号を合図する。
- 図 G ブルータリティによる永久退水の合図：当該競技者に対してレッドカードを提示後、図 D（必要ならば図 E）に従って退水を指示し、フィールドと本部席から見えるように両腕を交差させる。その後、レフェリーは本部席に対して退水競技者の帽子番号を合図する。



- 図 H ペナルティーファウルの合図：5本の指を立てて腕を高く上げる。そして、反則競技者の帽子番号をオフィシャル席に合図する。
- 図 I 得点の合図：笛を吹き、直ちにプールの中央部を指す。
- 図 J 相手競技者を捕らえたことによる退水の合図：片方の手でもう片方の手首を掴む。
- 図 K 相手競技者を沈めたことによる退水の合図：水平位置から両手を下方向に動かす。
- 図 L 相手競技者を引き戻したことによる退水の合図：両手を垂直に伸ばして、体の方向に引き付ける。
- 図 M 相手競技者を蹴ったことによる退水の合図：蹴る動作をする。
- 図 N 相手競技者を殴ったことによる退水の合図：握り拳を作って、水平位置から殴る動作をする。
- 図 O 相手競技者を押したり、押し離れたりしたことによるオーディナリーファウルの合図：体に近いところから水平方向に腕を押し出す動作をする。
- 図 P 相手競技者を妨害したことによるオーディナリーファウルの合図：片方の手にもう片方の手を水平に交差させる。
- 図 Q ボールを水中に沈めたことによるオーディナリーファウルの合図：水平位置から片手を下方向に動かす。
- 図 R プールの底に足をついたことによるオーディナリーファウルの合図：片足を上げ、下方向に動かす。
- 図 S フリースロー、ゴールスロー、コーナースローを不当に遅らせたことによるオーディナリーファウルの合図：手の平を上にして、1、2度上げる動作をする。
- 図 T オフサイドの合図：人差し指と中指で「2」を作り、腕を垂直に伸ばす。



H



I



J



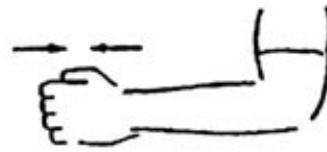
K



L



M



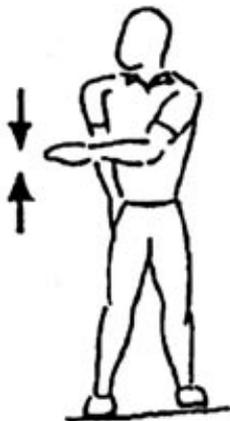
N



O



P



Q



R



S



T

- 図 U 保有権 30 秒経過によるオーディナリーファウルの合図：片方の腕で円を描く動作を 2、3 回行う。
- 図 V ゴールジャッジによるピリオド開始準備完了の合図：片腕を垂直に上げる。
- 図 W ゴールジャッジによる不正スタート、退水者または交代者の不正入水の合図：両手を垂直に上げる。
- 図 X ゴールジャッジによるゴールスロー、コーナースローの合図：片手で水平方向に攻撃方向を指し示す。
- 図 Y ゴールジャッジによる得点の合図：両腕を上げて交差させる。
- 図 Z 競技者の帽子番号の合図：競技者とセクレタリーに競技者の帽子番号を判りやすく伝達させるためにレフェリーは 5 を超える数字を合図する場合、両手を使うのが望ましい。片手で 5 を示し、競技者の帽子番号に合わせて、もう一方の手で残りの数を示す。10 は握り拳で合図する。10 を超える場合、片手で握り拳を出し、競技者の番号に合わせて、もう一方の手で残りの数を示す。



U



V



W



X



Y



Z

付則C

水球競技大会に於ける懲戒規則について

序 文 以下は水球競技大会に於けるフェアプレー、倫理的・道徳的な行動、及び一般的な規律に関する基本規則である。

本規則は大会水球試合に参加、或いは、居合わせる全ての競技者、チームの代表及びチームオフィシャル、サポーター、観衆、更には、オフィシャル、及び、他のあらゆる人物に適用される。

本規則は2006年4月1日より有効となる。

本規則の目的は水球競技が妨害及び制裁対象となる行為無しに公正に運営され、水球競技のイメージが傷つき、或いは、悪評が立つ事を防ぐ事である。

第1条 競技規則への付則及び補足

本規則は水球競技規則及び行動規範を補足するものである。

第2条 オフィシャルによる違反行為

全ての水球試合に於いてデレゲート、レフェリー、ゴールジャッジ、テーブルオフィシャルとして大会主催者等に任命された者による違反行為に対する制裁は当該大会に於ける出場停止であり、大会主催者、若しくは、大会役員に報告され、追加制裁が検討される。

第3条 オフィシャルに対する違反行為

3.1 競技者、或いは、チームオフィシャルによる違反行為の制裁は最低1試合、最高1年間の全ての大会への出場を停止する。

3.2 違反行為が重傷を伴ったり、凶器を用いたり暴力行為であったり、その他全ての人体に対する暴力を含む場合、最低1年間、最高で終生、大会への出場を停止する。

3.3 違反行為が3.2項に記載される違反行為の未遂行為である場合、出場停止処分は最低で3試合、最高で、1年間とする。

- 3.4 3.1、3.2、3.3に記載される違反行為は試合開始前30分から試合終了後30分の間の行為を対象とする。
- 3.5 3.1、3.2、3.3に記載される違反行為がチームの競技者或いはチームオフィシャル以外の人物によって為された場合、制裁は最低で警告、或いは、試合会場からの退場、最高で終生、大会会場への立ち入り権利を剥奪する。
- 3.6 第3条に記載される最低制裁基準は如何なる人物によるものでも、二回目或いはそれ以上の場合には、より厳しく出来るものとする。

第4条 競技者、或いは、チームオフィシャルに対する違反行為

- 4.1 競技者が水球競技規則21.10項に記載されている野蛮な行為（ブルータリティ）或いは競技規則WP20-22項に記載されていない暴力行為や、その他の違反行為を他の競技者或いはチームオフィシャルに対して行った場合、最低1試合、最高1年間の水球試合への出場を停止する。
- 4.2 同様の違反行為がチームオフィシャルにより、選手或いは他のチームオフィシャルに対して為された場合、最低で1試合、最高で終生、水球試合への出場を停止する。
- 4.3 同様の違反行為がその他の人物により行われた場合、最低で、その試合会場からの追放、最高で終生、水球試合への参加・立ち入り権利を剥奪する。
- 4.4 第4条に記載される最低制裁基準は如何なる人物によるものでも、二回目或いはそれ以上の場合には、より厳しく出来るものとする。

第5条 その他の違反行為

- 5.1 競技者或いはチームオフィシャルが報道関係者、観客、会場スタッフ、その他全ての試合開催時会場にいる人物に対して違反行為を行った場合、最低で、1年間、最高で終生、大会水球試合への出場を停止する。
- 5.2 大会主催者、その他の連盟、組織団体、人物に対する口頭、或いは書面による誹謗中傷で、本規則に規定されていないものは、最低で3試合、最高で1年間、大会水球試合への参加を停止する。

- 5.3 第5条に記載される最低制裁基準は如何なる人物によるものでも、二回目或いはそれ以上の場合には、より厳しく出来るものとする。

第6条 チームによる違反行為

- 6.1 同一チームの4人以上の競技者或いはチームオフィシャルが同一試合に於いて第3、4、5条に記載される違反行為を行った場合、当該チームは失格となり、最低で同大会の次の試合、最高で1年間の大会への出場を停止する。

- 6.2 6.1の出場停止となった試合は相手チームの5-0の勝利となる。

第7条 制裁賦課の手続き

- 7.1 3.1及び3.5に記載される違反行為に対する制裁は試合終了後24時間以内に大会主催者により科されるものとし、出場停止となった競技者、チームオフィシャル、その他の人物に対して直ちに通知される。

- 7.2 大会主催者は3.1、3.2、3.3、4.1、4.2、4.3、及び5.1の違反行為を行った人物・チームを出場停止処分にする。そして、直ちに大会主催者、或いは、大会役員に対して書面で報告しなければならない。

- 7.3 3.1、3.2、3.3、3.5、4.1、4.2、4.3、5.1、及び5.2の制裁は大会主催者により、或いは、大会役員により科されるものとする。

- 7.4 チームが科される同一大会に於ける1試合以上の失格及び出場停止処分は、試合終了後24時間以内に大会主催者によって為され、大会主催者は直ちにその旨を当該チームオフィシャル、当該チームが所属する連盟、大会主催者に通知しなければならない。

- 7.5 6.1に規定されるチームに対する制裁で、一つの大会を超える期間の出場停止処分は、大会主催者、或いは、大会役員によって行われるものとする。

- 7.6 3.1、3.2、3.5、4.1に記載されていない違反行為に対する「出場停止」の定義は、大会主催者、或いは大会役員によっても別途、特定され得るが、出場停止処分を科されている人物・チームは選手、デレゲート、コーチ、チーム代表、医療スタッフ、大会主催者代表、或いはその所属団体の代表であるかどうかを問わず、主催大会、及びそ

の所属団体が行う如何なる行事にも参加出来ない事を意味する。出場停止期間は夫々の大会を統括する機関が指定する日付から起算される。

- 7.7 競技者或いはチームオフィシャルが特定の試合に於いて出場停止処分となった場合、ベンチ入り出来る選手及びチームオフィシャルの人数は通常の競技者・チームオフィシャルから出場停止者の人数分を減らしたものとする。但し、チームオフィシャルは最低1人はベンチに居なければならない。

第8条 控訴

- 8.1 大会主催者によって制裁措置を受けた個人は競技規則付則 C10. 8.2 に則り、大会主催者に控訴出来るものとする。
- 8.2 競技規則付則 C10. 8.2 による裁定に対する控訴は競技規則付則 C10.8.3 に準拠する。

(財)日本水泳連盟 ジュニア水球競技規則

ジュニア水球競技規則については（財）日本水泳連盟水球競技規則と原則として同様であるが、以下の条項は次の通り読み替えるものとする。

なお、年齢区分は次の通りとする。

A区分：12歳以下男女

B区分：15歳以下男子

C区分：15歳以下女子

記

第1条 フィールド及び用具

WP1.4 A区分およびC区分はゴールライン間の距離を20 m以上25 m以内とする。

第2条 ゴール

WP1.4 A区分およびC区分はゴールライン間の距離を20 m以上25 m以内とする。

第2条 ゴール

WP2.2 A区分はゴールの内側が2 mでなければならない。クロスバーの下側は、水面より70cmでなければならない。

第3条 ボール

WP3.2 重さは各区分次の通りとする。

A区分：300 g～320 g

B区分：400 g～450 g

C区分：300 g～320 g

WP3.3 A区分、B区分用の周囲は次の通りとする。

A区分：58cm ～ 60cm

B区分：65cm ～ 67cm

WP3.4 C区分用の周囲は 65cm ～ 67cm とする。

以上

水球競技公認審判員規定

(目 的)

第1条 この規定は、財団法人日本水泳連盟（以下本連盟という）及び加盟団体が主催または主管する競技会に於ける競技役員のうちで特に水球審判員に関する基準を定めることにより、競技会の正しい運営と審判の公正を図り、合わせて審判員の資質向上を計ると共に、水球競技の普及と発展に資することを目的とする。

(公認審判員の種別)

第2条 水球競技公認審判員（以下公認審判員という）の種別は、次の各号に掲げるものとする。

1. 国内水球競技公認審判員
 - イ. 上級公認審判員（以下上級審判員という）
 - ロ. 1級公認審判員（以下1級審判員という）
 - ハ. 2級公認審判員（以下2級審判員という）
 - ニ. 3級公認審判員（以下3級審判員という）
 - ホ. 4級公認審判員（以下4級審判員という）
2. 国際水球競技公認審判員
 - イ. FINA公認審判員（以下FINA審判員）
 - ロ. 国際公認審判員（以下国際審判員）

(公認審判員でなければ審判ができない競技会)

第3条 公認審判員でなければ審判ができない競技会は、次の各号に掲げるものとする。

1. 本連盟又は加盟団体の主催又は主管する大会については公認審判員でなければ審判はできない。
2. 次に掲げる競技会における審判員構成は、2名以上の上級審判員を必要とする。

- イ. 日本選手権大会
- ロ. 日本学生選手権大会
- ハ. 日本高等学校選手権大会
- ニ. 国民体育大会

(公認審判員の資格審査)

第4条 公認審判員の資格審査は、次の各号に掲げるものとする。

1. 公認審判員の資格審査は、審判員として必要な、水球競技に関する専門的知識及び審判技術について行う。
2. 公認審判員の資格審査は、本連盟の水球競技公認審判員審査委員会（以下審査会という）が行う。
3. 審査会の審査結果は、本連盟競技者資格審査委員会（以下資格審査委員会という）に提出され、適格と認められた者に対し、本連盟より資格を与える。

(公認審判員の資格)

第5条 公認審判員の資格は、次の各号に掲げるものとする。

1. 4級審判員の資格は次の各号の全てに該当し、加盟団体の推薦を得た者とする。
 - イ. 満18歳以上の者
 - ロ. 本連盟の競技役員登録者
 - ハ. 本連盟の主催又は公認の審判講習会の受講者
2. 3級審判員の資格は、第8条2項の審議を経て前項各号の全てに該当した者に与える。
3. 2級審判員の資格は、第8条3項の審議を経て1項各号の全てに該当した者に与える。資格者は審査対象試合を年間5試合以上担当しなければならない。
4. 1級審判員の資格は、第8条4項の審議を経て1項各号の全てに該当した者に与える。資格者は審査対象試合を年間5試合以上担当しなければならない。

5. 上級審判員の資格は、第8条5項の審議を経て1項各号の全てに該当した者に与える。

(公認審判員の登録)

第6条 公認審判員の登録は次の各号に掲げるものとする。

1. 公認審判員は、加盟団体を経て本連盟に公認審判員として登録することができる。
2. 公認審判員登録者には、公認審判員資格証を交付する。
3. 登録料は別に定める。
4. 登録の有効期限は4年間とする。

(登録の更新)

第7条 登録の更新は、次の各号に掲げるものとする。

1. 公認審判員の登録は、4年経過するごとに登録の更新をしなければならない。
2. 登録の更新を審査会の認める特別の理由（以下特別の理由という）なく2ヶ月以上行わなかった場合、その資格は消滅する。
3. 特別の理由により、登録の更新ができなかった場合、申請により審査会は審査の結果、従前の資格又は、その下の資格を認定することがある。

(資格審査の方法と昇格)

第8条 資格審査の方法と昇格は、次の掲げるものとする。

1. 4級審判員の資格は、第5条1項により申請し、受理された者に与えられる。
2. 4級から3級への昇格は、審査対象試合5試合を消化し、審査会が十分な審査を行い、適格と認められる者を資格審査委員会に上程し、資格審査委員会の更なる審議を経て、本連盟が昇格を認める。
3. 3級から2級への昇格は、審査対象試合15試合（うち10試合

以上の「優」評価が必要)を消化した者で審査会が昇格対象者と認めた者について更に、審査委員会3名の審査を受ける対象試合を消化させ(別個の審査会委員による審査対象試合の累積によるもよし、3名の審査会委員による1試合でもよい)、3名全員の審査会委員が適格と認め審査会の承認を得た者を資格審査委員会に上程し、資格審査委員会の更なる審議を経て、本連盟が昇格を認める。

4. 2級から1級への昇格は、審査対象試合15試合(うち10試合以上の「優」評価が必要)を消化した者を審査会で十分な審議を行ない、審査会が昇格対象者と認めた者についてのみ、審査会委員3名の審査を受ける対象試合を消化させ、3名全員が適格と認め審査会の承認を得た者を資格審査委員会に上程し、資格審査委員会の更なる審議を経て、本連盟が昇格を認める。
5. 1級から上級への昇格は、4年以上1級審判員を継続して務め、競技会全体を統括できる能力を有する者を審査会委員が推薦し、審査会委員全員が適格と認め審査会の承認を得た者を資格審査委員会に上程し、資格審査委員会の更なる審議を経て、本連盟が昇格を認める。
6. 国際審判員は、水球委員会より推薦された2級以上の公認審判員がF I N Aが主催する国際審判員資格講習会を受講し、合格した者とする。
7. F I N A審判員は、各年毎にF I N Aから(財)日本水泳連盟に与えられた人数を、F I N A国際公認審判員資格取得者の中から水球委員会が本連盟に推薦し、本連盟の審査を経てF I N Aに登録された者とする。
8. 対象試合を審査する委員は、審査会において人選し、指名する。
9. 審査期間は、その年の4月1日から、翌年3月31日までとする。
10. 資格審査の申請手数料は別に定める。

(審査会の構成)

第9条 審査会の構成については、別に定める。

(審査会の職務)

第10条 審査会の職務については、別に定める。

(署名及び講習会と研修受講の義務)

第11条

1. 公認審判員は、担当した試合の競技記録に署名する。
2. 公認審判員は、水球競技の専門知識及び審判技術向上のため、本連盟の主催又は公認の審判講習会及び研修会に参加しなければならない。
3. 審判講習会は年1回実施される。(2級から4級の公認審判員はブロック講習会、1級と上級審判員は中央講習会を受講しなければならない。)
4. 審判研修会は、審査会が対象公認審判員の能力を考慮し、個別に開催される。(対象者は第14条1項・2項に該当する者)

(審判着)

第12条 公認審判員は、本連盟又は加盟団体が主催又は主管する競技会の審判を行う場合、国際慣例に準じ、白シャツ、白スラックス、白靴を着用しなければならない。但し、競技会で統一された服装がある場合はそれに従う。

(資格の取り消し)

第13条 公認審判員は、次の各号に該当するときは審査会が審議を行い、資格審査委員会の承認を得て、その資格を解かれる。

1. 公認審判員から辞意があったとき。
2. 特別の事情によるとき。
3. 満60歳に達したとき。
4. 講習会・研修会を受講しないとき。

(研修会受講対象者及び義務)

第14条 公認審判員で研修会受講対象者は、次の各号に掲げるものとする。

1. 1級から3級の公認審判員で、特別の理由なく1年間に審査対象試合を5試合以上担当しなかった場合。
2. すべての公認審判員で1年間に「不可」及び4回以上の「可」の評価を受けた場合。

研修会は審査会より指定された競技会で実施され、必ず受講しなければならない。特別な理由がなく受講しない場合は、審査会で審議し、その結果を資格審査委員会に上程し、同審査委員会のさらなる審議を経て、本連盟が第13条4項に基づきその資格を解かれる。

3. 研修会の講師は、審査会において人選し指名する。

(昇格の判定)

第15条 昇格の判定は、次の各号に掲げるものとする。

1. 各人の昇格に対する審査会委員の審査は年1回とする。
2. 昇格の審査を受ける対象試合の実施期間は、審査期間のその年の4月1日より翌年3月31日までとする。

(公認審判員資格証携行の義務)

第16条 公認審判員が、競技会の審判になったとき、又は審判講習会を受講するときは、公認審判員資格証及び競技役員証を携行しなければならない。

(付 則)

第17条 本規則施行のため、水球競技公認審判員規定施行細則を定める。

(施 行)

第18条 本規定は、昭和60年(1985年)4月1日より施行する。

(改 定)

本規定は、平成11年(1999年)4月1日より一部改定施行する。

本規定は、平成13年(2001年)4月1日に遡及し一部改定施行する。

本規定は、平成17年(2005年)4月1日より一部改定施行する。

本規定は、平成18年(2006年)4月1日より一部改定施行する。

水球競技公認審判員規定施行細則

(資格審査の審査手数料)

第1条 規定第8条10項の資格審査の申請手数料は、4年間1,000円とする。

(登録料)

第2条 規定第6条3項の登録料は、3,000円とする。

(手続き)

第3条 施行細則第1条、第2条の合計4,000円は、所定の用紙に必要事項を記入の上、その用紙及び写真とともに加盟団体を通じ、本連盟に送付する。

(審査会の構成)

第4条 規定第9条の審査会の構成は、次の通りとする。

1. 審査会委員は、水球競技に関し優れた経験と知識を有し、水球競技規則に精通し、更に審判技術に対する適格な判断のできる者で構成され、その委員は本連盟水球委員会委員長（以下、水球委員長という）が委嘱する。
2. 審査会委員は、水球委員長を含め最大限12名を以って構成される。
3. 水球委員長の任命により、審査会の主査を決定する。
4. 審査会の職務の一部を、審判審査員に委嘱することができる。
5. 審判審査員の人選については、これを水球委員長と主査にて行う。

(審査会の職務)

第5条 規定第10条の審査会の職務は、次の各号に掲げるものとする。

1. 審査会委員は、本連盟又は加盟団体が主催又は主管する競技会における公認審判員の審判技術の評価を行う。

2. 審判評価表は別に定める。
3. 審査会委員は、審判技術評価表に基づき、毎年毎に公認審判員の級別資格について審査する。
4. 審査会委員は、審判技術に関する種々の事項を審議する。
5. 審査会委員は、競技会のデレゲートを兼ねることができる。
6. 審査会主査は、審査会を統括し、その審議事項及び結果を水球委員会に提出する。

水球競技公認審判員審査委員会規定

(総 則)

第1条 本規定は、財団法人日本水泳連盟(以下「本連盟」という)水球競技公認審判員規定(以下「審判規定」という)に基づいて設置された水球競技公認審判員審査委員会(以下「審査会」という)に関することを定める。

(審査事項)

第2条 審査会は審判規定に基づき水球公認審判員の資格を審査する。
2. 審査会は審議事項及びその結果を本連盟水球委員会に提出する。

(審査委員)

第3条 本連盟水球委員会委員長(以下水球委員長という)は、水球競技に関し優れた経験と知識を有し、水球競技規則に精通し、審判技術に対する適格な判断のできるものを委員として委嘱する。
2. 審査会委員は水球委員長を含め、最大12名とする。
3. 水球委員長は審査会委員の中から主査を任命する。

(任 期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

(職 務)

第5条 審査会委員は本連盟及び加盟団体が主催又は主管する競技会における公認審判員の審判技術を評価、講評し、その結果を審査会主査に提出する。
2. 審査会は提出された評価表に基づき、毎年毎に公認審判員の級別資格について審議する。
3. 審査会は、審判規定に基づき対象審判員の審判技術、資質を審議する。

4. 審判規定に基づく審査、研修を行う委員は、その都度、審査会で人選し、任命する。
5. 審査、研修の試合の結果は、審査会の審議を経て、本連盟水球委員会に提出する。水球委員会において審議された結果は、本連盟競技者資格審査委員会に提出される。
6. 審査会委員は競技会のデレゲートを兼ねることかできる。

(会 議)

- 第6条** 審査会は、水球委員長、主査及び委員をもって構成し、水球委員長が招集して、その議長となる。
2. 審査会は、委員会構成委員の3分の2以上が出席しなければ、その議事を開き決議することができない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意志を表明した者は、出席者とみなす。
 3. 審査会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(審 査 員)

- 第7条** 審査会は、第5条1項における公認審判員の審判技術の評価をもれなくするために、審査員をおくことができる。
2. 審査員は、水球競技規則に精通し、公認審判員に適格な評価ができる者を、水球委員長と審査会主査が協議し、水球委員長が委嘱する。
 3. 審査員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない

(審査員の職務)

- 第8条** 審査員は、審査会によって依頼された競技会の、公認審判員の技術評価を、規定の審判審査表に記入し、審査会主査に提出する
2. 審査員は、担当した試合終了後、公認審判員の審判技術を評価、講評する。

審判審査用紙

大会名: _____ 会場: _____

日時: / / GAME NO. _____

PERSONAL FOULS

<白>

1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				

白 チーム	青 チーム
----------	----------

1 2 3 4 5
6 7 8 9 10
11 12 13 14 15
16 17 18 19 20
21 22 23 24 25
26 27 28 29 30

	白	青
1		
2		
3		
4		
EX1		
EX2		
PSO		
計		

1 2 3 4 5
6 7 8 9 10
11 12 13 14 15
16 17 18 19 20
21 22 23 24 25
26 27 28 29 30

T/O		
-----	--	--

T/O		
-----	--	--

PERSONAL FOULS

<青>

1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				

E: 退水 P: パナルティ ES: 交代ありの永久退水 EP: 防側側の不正入水 B: ブルータリティ

審判1: _____ 級: _____

審判2: _____ 級: _____

P.F.判定															
--------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

P.F.判定															
--------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

	5m線内のP.F.	通常のP.F.	アドバンテージ	その他
	x5	x4	x3	x2
1				
2				
3				
4				
小計				
	両チームに公平な判定 5~10		試合全体のコントロール 5~15	
小計				
合計				

	5m線内のP.F.	通常のP.F.	アドバンテージ	その他
	x5	x4	x3	x2
1				
2				
3				
4				
小計				
	両チームに公平な判定 5~10		試合全体のコントロール 5~15	
小計				
合計				

ゲーム: 難・普通・易 0~15 優 16~22 良 23~32 可 33以上 不可

評価: 優・良・可・不可

評価: 優・良・可・不可

.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....

.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....

審査員氏名: _____

競技役員の心得

- 1 競技役員は、競技役員の登録をしなければならない。
- 2 競技役員は、次の事項について鋭意努力しなければならない。
 - (1) 水泳の健全な普及・発展を図り、心身ともに健全な発展に寄与すること。
 - (2) 競技場の内外を問わず、競技者の動向に気を配り、社会の一員として相応しい行動をとるように注意、指導に努めること。
 - (3) 「競技者資格規定」及び「水球競技規則」に従い、競技会に参加する競技者にその規則を守るよう指導・監督すること。
 - (4) 競技役員は、社会発展のためのスポーツに貢献するために行うものであり、それ以外のなにものでもないことに留意しなければならない。
- 3 競技役員は、スポーツ精神に則って競技運営に当たり、公平かつ厳正な態度を堅持しなければならない。そのため、特に次の事項に留意すること。
 - (1) 競技規則及び競技運営に精通し、自信と責任を持った判断ができること。
 - (2) 多数の観客ならびに競技者が注目していることを自覚し、自己の服装、態度等について、十分な配慮をすること。
- 4 競技役員は、正当な理由なく、委嘱された任務を怠ったり、競技役員として相応しくない行為があったときは、その資格を取り消されることがある。
- 5 競技役員は、競技会を秩序正しく円滑に運営するため、次の事項を遵守すること。
 - (1) 準備

- a 競技開始 30 分前に所定の場所に集合すること。
 - b 競技開始前に準備を要する競技役員（総務、通告、招集等）は、さらにその準備に必要な時間だけ早く集まること。
 - c 施設、設備担当の委員は、前日までにその準備を完了しておくこと。
- (2) 指示、伝達
- a 水球競技役員長は競技会の開始に先がけて主任を集め、競技会の運営について必要な指示、伝達を行う。
 - b 主任は、担当の競技役員に配置等の必要事項について指示を与える。
- (3) 待機
- 競技役員は、直接その準備に従事しないときは、所定の場所で待機する。
- 待機中は次のことに留意すること。
- a 競技場内での喫煙、飲食は禁じられているので、必要な場合は所定の場所で行う。
 - b その場を離れるときは必ず主任に連絡し、その了承を得ること。その場合も、みだりに観客席、選手席等に入ってはならない。
 - c 競技の運営を妨げないように、極力私語を慎むこと。
- (4) 入・退場
- 入・退場の際には、規則正しく、機敏に行動すること。
- (5) 用具管理
- 競技用具の使用に関しては、事前に点検・確認を行うとともに、その管理に万全を期すること。
- (6) 相互の連絡
- 相互の意思伝達のサインをあらかじめ決めておき、それに従って迅速に行うこと。
- (7) 勤務の交代
- 勤務を確実に遂行するため、その役務を 2～3 交代にすることが望ましい。

6 服装と携行品

- (1) 競技役員は、連盟、及び実行委員会が制定したユニホーム（シャツ、ズボン、ネームプレート、靴等）を着用すること。
- (2) 開催期間中は、連盟が交付した競技役員手帳を所持し、就任の証明を受けること。
- (3) いかなる理由があっても、宣伝、広告の媒体となるような所持品を競技場内に持ち込んではならない。

水球競技役員の構成と配置

競技規則上オフィシャルは「4～8人」と規定されているが、水球競技を運営・統括するために、次の役職・人員を配置して連携をとりながら進行していくことが望ましい。又、＜オフィシャル＞B～Fを担当する者は、水球公認審判資格を取得していることが望ましい。

＜オフィシャル＞

A	レフェリー（審判員）	2名
B	デレゲート（試合統括）	1名
C	審判審査	1名
D	ゴールジャッジ	2名
E	タイム・キーパー	2～3名
F	セクレタリー	2名

＜サブ・オフィシャル＞

G	通告	1名
H	得点表示係（対戦チーム表示含む）	2名
I	パーソナルファウル表示係	2名
J	センターリング係	1名
K	ボールキーパー	2名

※競技役員は、競技中に他の役職を兼務することはできない。ただし、電動装置等で競技運営上の合理化が図れ競技進行に支障のない場合はこの限りではない。

主催団体または日本水泳連盟からのデレゲート、及び審判審査員（最低1名）は大会、試合の規模によって兼任することができる。

競技会の規模によっては、上記の他に戦評筆耕、データ分析、メンバー表受付、招集、記録速報、式典、場内指令等の役職を設ける。

水球競技役員の仕事

※水球競技役員長

- 1 実行委員会の決定に基づき、大会の運営が円滑に行われるようにコントロールする。
- 2 競技の運営を公正かつ円滑に行うため競技者及び競技役員を統括する権限を持つ。
- 3 審判員の構成と、各試合の審判割り当てを行う。
- 4 競技の全容が見極められる位置で、競技のすべてを確認する。
- 5 審判に対して十分な責任を持ち、競技会場の点検、記録の確認等を行う。
- 6 抗議や退場処分が発生した場合は、それを受け裁定の手配を行う。

A. レフェリー（審判員）

- 1 他の競技役員と連携をとりながら、担当試合を完全に統括する。
その権限は、競技者がプール場内を去る時まで、すべての行為に及ぼされる。
- 2 試合中の全ての出来事に関するレフェリーの決定は最終のものとなる。
- 3 決められた時間に、次の試合に出場する選手を招集し、競技上の注意を与え、必要であれば帽子の色を決定する。
また、選手の爪の点検をし、不適當なものは切らせるとともに、選手の身体に油脂等の塗布、あるいは不必要なものを身体につけていないかを調べ、あるものはこれを取り除かせる。
やむを得ないテーピング等がある場合、相手チームの了承を得た上で認める。
- 4 試合終了後は記録表の点検を行ったあと、確認サインをする。
- 5 審判審査員の講評を受ける。

B. 「デレゲート」(試合統括)

「デレゲート」は、各試合ごとに指名され、試合運営を円滑に行うために総合的・統括的責任を持つ役員の総称である。

デレゲートの役割および権限は以下の通りである。

- (1) 試合の運営を公平かつ円滑に行うため競技者やチームオフィシャル及び当該審判や競技役員を統括する。
- (2) 試合の全容が見極められる位置で、その開始から完全に終了するまでのすべてを統括する。
- (3) 試合毎の審判判定に対して十分な責任を持ち、競技上のトラブル及び抗議等に対処する。
- (4) 競技会場の点検を行い、不備な点は改善を促す。

C. 審判審査

- 1 レフェリーの判定について試合を公平かつ円滑に行っているか評価する。
- 2 試合の全容が見極められる位置で、その開始から完全に終了するまでを把握する。
- 3 審査用紙を記入し、試合終了後、当該レフェリーに対して講評を行う。
※審判審査は競技役員資格を有するもので構成される。

D. ゴールジャッジ

- 1 試合開始の際は、選手が正しくゴールラインに位置しているかを確認し、不適當な場合は口頭で注意を与え、正しく整列したとき、片手を上げてレフェリーに合図する。
以下の不正なスタートがあったときは、両手を上げて合図する。
 - ① ゴールを蹴ってスタートしたとき。
 - ② 審判の試合開始の笛の前にスタートしたとき。
 - ③ 味方のプレーヤーの補助をかりてスタートしたとき。
- 2 自己の受け持つサイドにおける判定に関し、審判に対して責任をもつ。

ゴールスロー及び、コーナースローはボール保有チームの攻撃方向へ真横に手を上げて合図する。得点は両手を頭上でクロスするサインをはっきりと上げて合図する（ただし、これらの最終判定は審判が行う）。

- 3 以下の不正入水があったときは両手を上げて審判に合図する。
 - ① 決められた場所以外から入水したとき。
 - ② コースロープを手で持ち上げて入水したとき。
 - ③ プールの底や壁面を蹴って入水したとき。
 - ④ プールサイドから飛び込み、そのままの状況で入水したとき。
 - ⑤ 退水者が入水位置に戻る以前に、交代者が入水したとき。
- 4 予め補充用のボールを確保しておき、ボールがフィールド外に出たときは、新たに別のボールを投げ入れる。ゴールスロー、コーナースローは攻撃側の最も近い選手に、それ以外の場合はレフェリーの指示するところに、速やかにボールを投入する。
ボールの投入は、必ずゴールジャッジ自身が行う。

E. タイムキーパー

(1) 競技時間（正味8分）と休憩時間（2分又は5分）の計測

- 1 計測の開始は競技者が各ピリオドのスタートにあたってボールに触れたときから始まり、試合が中断したときは次にプレーが再開されるまでこれを停止する。

計測の再開は、フリースロー、ゴールスロー、コーナースロー、ペナルティースローを投ずる競技者の手からボールが離れたときから開始される。ニュートラルスローのときは、レフェリーからボールが投ぜられ、どちらかの競技者がボールに触れたときから開始される。

*フリースローは、審判の判断によって、一旦頭上に上げたボールを水面に落としたり、パスする前にドリブルを始めたときにスローと見なし、インプレーとなることがあるので注意すること。

- 2 ピリオド（8分）が終了したときはブザー（ピストル、笛等）で合図し、

直ちに休憩時間（2分又は5分）を計測する。

休憩時間終了の30秒前及び終了したときにブザーで合図する。

- 3 試合中の得点及びパーソナルファール（退水、ペナルティーファール等）のとき、分・秒を読んで記録員に知らせる。
- 4 最終ピリオド残り1分を通告員に知らせる。

(2) 各チームのボールの継続保有時間（正味30秒）の計測

- 1 各競技者のボール保持、ボールリリース、シュート、あるいはボールの所有権の移行に注意し、30秒計のスタート、ストップ、リセットを正確に行う。

* 30秒をリセットするケース

- ① 競技者がシュートを試みた場合、その手からボールが離れたとき。
- ② ボールの保有権が完全に移行したとき。（ボールを競り合っている状態で、一瞬間移行した場合は、完全な移行とはみなさない）
- ③ パーソナルファールが発生したとき。
- ④ コーナースロー、ゴールスロー、ニュートラルスローが生じたとき。

* 30秒計をスタート、ストップするケースは「タイムキーパー（1）」と同じ。

* シュートされたボールが、競技者やゴールポストに当たって跳ね返ったときは、そのボールをどちらかの競技者が完全に保持したときから30秒の計測を開始する。（フィールドに漂っているボールはまだどちら側のボールともいえないので、必ずどちらかの競技者がボールを完全に保持したときから開始する）

- 2 競技会の規模によっては記録席主任としての役割を果たす。競技の進行全体に気を配り、主に本部席のオフィシャルが正確に機能しているかをチェックし、おこりうるミスを予想しながら各部署に注意を与える。また、レフェリーと本部席オフィシャルとのコミュニケーションの場においては本部席側の窓口となる。

- (3) 退水時間（正味 20 秒、ブルータリティの場合は 4 分）とタイムアウトの計測
 - 1 退水者の退水時間（正味 20 秒、又は 4 分）を計測し、退水時間の経過をセクレタリーに知らせる。
 - 2 退水時間（正味 20 秒）の計時が 2 つのピリオドにまたがるときは、次のピリオド開始後、どちらかの競技者がボールに触れたときから、残り時間を計時する（延長にまたがるときも同様）。
 - 3 監督からタイムアウト要求のジェスチャー、発声を確認、もしくはレフェリーからの指示を確認したら、ブザーでタイムアウトを知らせる。ただちに 1 分を計測し、45 秒で予鈴を鳴らし、1 分で本鈴を鳴らす。

F. セクレタリー

(1) 記録

- 1 試合開始までに、メンバー表から次の試合出場チームの選手名等、必要事項を記録用紙に記入する。
- 2 試合中、得点、パーソナルファール等をした選手の帽子の色、番号、その時間を、またタイムアウトを取得したチームとその時間を、所定の符号で記録用紙に記入する。
- 3 ゴールキーパーの交代があった場合は、明確に記入しておく。
- 4 試合終了後は、各項目の記録を再確認し、セクレタリーとパーソナルファールを照合し、レフェリーの確認サインを受ける。

(2) パーソナルファール管理・入水違反・タイムアウト管理

- 1 全てのパーソナルファール（帽子の色、番号、パーソナルファールの種類とそれが起こったピリオド）を記録する。
*電光掲示板等で代用できる場合は必要ない。
もし、一人の競技者に 3 つめのパーソナルファールが科せられたとき（永久退水）は、ベンチを含めて競技者全員に合図する。
 - ① 3 つめのパーソナルファールが退水だった場合は、赤旗で合図する。

- ② 3つめのパーソナルファールがペナルティースローとなった場合は、赤旗と笛で合図して直ちにゲームを中断させる。
- 2 不適当な入水があった場合（ゴールジャッジが旗で不正入水を合図した後であっても）、赤旗と笛で合図し、直ちにゲームを中断させる。
*セクレタリーが確認する不適当な入水とは、
- ① ゴールジャッジが確認するものと同様の不正入水。
② 20秒経過前に入水した場合（ただし、レフェリーがボールの所有権の移行があったとみなして入水の合図をした場合、得点後は除く）。
③ 永久退水者及び退水者が入水ゾーンに待機していない状態で交代の競技者が入水した場合（退水時間 20 秒経過後）。
- 3 退水者の退水時間（正味 20 秒又は 4 分）終了と同時に帽子の色と同じ色の旗を上げて入水許可の合図をし、入水が完了するまで旗を表示しておく。（ブルータリティによる退水の場合は黄色の旗も同時に表示する）ただし、規則に則って退水者、又は交代者が入水を許可される状況にない場合は旗を表示してならない。
- 4 両方チームのタイムアウトの回数を確認する。

G. 通告（アナウンス）

試合前の選手紹介、試合開始、途中経過、終了等の通告、その他必要事項の場内通告を行う。

※選手の年齢によっては敬称をつけても良い。

1 選手紹介

「只今より本日の第○試合、ゲームナンバー○、○○対○○の試合を行います。試合に先立ちまして両チームのメンバー、監督ならびにレフェリー、ゴールジャッジをご紹介いたします。

帽子の色、白、（チーム名）、1番ゴールキーパー○○、2番○○……、監督○○です。」（相手チームも同様に紹介する。キャプテンの場合は○番キャプテン○○と通告する。キャプテンがゴールキーパーの場合は、「キャプテン・ゴールキーパー○○」と通告する。）

「この試合は、レフェリー○○、○○、ゴールジャッジ○○、○○、

以上でございます。」デレゲート（試合統括）・審判審査がある場合は、「なお、この試合のデレゲート（試合統括）は〇〇、審判審査は〇〇で行います」

*個人名に関しては、フルネームで呼名することが望ましい。

2 試合開始の通告

「白（青）〇〇（チーム名）（〇番〇〇）がセンターボールを取り、第〇ピリオドが開始されました」

3 競技中

① 得点時

「ゴール 白（青）〇〇（チーム名）、〇番〇〇の得点です」

*個人の得点累計を「・・・〇〇君この試合〇回目の得点です」と付け加える。

② 退水時

「白（青）〇〇（チーム名）、〇番の退水です」

③ ペナルティーファール

「白（青）〇〇（チーム名）、〇番のペナルティーファールです。青（白）〇〇（チーム名）にペナルティースローが与えられます」

*退水・ペナルティーファールの時は個人名は通告しない。また、個人のパーソナルファール数を「なお、〇番は、パーソナルファール〇回目となります」と付け加える。

*パーソナルファール3回目の時は、②、③のどちらかを通告した後、「これで〇番はパーソナルファール3回目となり、永久退水となります」

4 タイムアウトの時

「白（青）〇〇（チーム名）、1回目（〇回め）のタイムアウトです」

5 ゴールキーパー交代時

「ゴールキーパーの交代をお知らせします。白（青）〇〇（チーム名）、ゴールキーパー1番〇〇に代わって、〇番〇〇が入ります。ゴールキーパー1番〇〇、〇番〇〇」

*ゴールキーパーとその他の選手が交代する場合、交代後に着用し

ている帽子の番号がどの選手に対応しているかを明確にすることが重要となる。得点やパーソナルファールをどの選手が行ったかを明確に記録するための確認として、現在の着用帽子番号を的確に通告することが求められる。

6 各ピリオド終了時

「第○ピリオドが終了しました。白○○（チーム名）の合計得点は○点、青○○（チーム名）の合計得点は○点です。2分間（ハーフタイムは5分）の休憩の後、第○ピリオドが開始されます。」

*第1ピリオド終了時は、「○○の得点(合計得点ではなく)は」と言う。

7 延長戦

「第4ピリオドを終了し、白○○（チーム名）、青○○（チーム名）、○対○（点数）で同点です。大会規定により、延長戦を行います。延長戦は5分間の休憩の後、3分前後半の2ピリオドを行います。（延長戦の開始まで）しばらくお待ちください」

8 ペナルティースロー戦

「延長戦を終了し、白○○（チーム名）、青○○（チーム名）、○対○（点数）で同点です。大会規定により、ペナルティースローによる勝敗決定を行います。ペナルティースロー戦は両チームの代表5人によるゴール数で決めますが、5人で決まらない場合はVゴール方式となります。準備ができるまでしばらくお待ちください。」

「お待たせいたしました。これよりペナルティースロー戦を行います。」

*以降、『3試合中の通告①得点時』および『10試合終了後の通告』と同様にアナウンスする。

9 最終ピリオド残り1分

「残り時間1分です」（延長戦の第2ピリオドも同様）

または、「残り時間1分を切りました」

10 試合終了後

「以上をもって第○試合が終了し、白○○、○点、青○○、○点で、白（青）○○が勝ちました。ご声援ありがとうございました。なお、次は○○対○○の試合で、○時○分から開始されます」

*以上はあくまでも参考である。また、各ピリオド間及び試合と試合の間には場内に音楽を流すことが望ましい。

試合中の緊張感を保ちつつも、スリリング、エキサイティングなゲーム進行となるよう、また観客も含め場内にいる全ての関係者にとって、簡潔で理解しやすい内容であること等、通告の果たす役割は重要である。

H. 得点表示係

対戦する両チームのチーム名を表示し、ゲームの進行に従って両チームの得点を表示する。

I. パーソナルファウル表示係

各選手のパーソナルファウルの回数を表示する。3回目のパーソナルファウルや永久退水を犯した選手については色分けなどの方法でわかるように表示する。

J. センターリング係

各ピリオドの開始時にセンターボールが正常に行われるように装置を操作する。

K. ボールキーパー

ゴールジャッジの指示により、シュートミスなどで競技場外に出たボールを所定の場所にストックしておく。

ゴールスロー時等でコート内の選手にボールを投げ入れるのはあくまでゴールジャッジの任務であり、ボールキーパーは補佐役に徹すること。

全ての競技役員は、常に研修に心掛け、よりよい競技運営のための確に任務を遂行出来るよう配慮すること。

ガイドライン

(1) 施設

以下の施設ガイドライン及び視察については、国際大会をケースにしたものであって、国内ではその大会の規模によって考慮することもできる。

＜競技施設等の確認点＞

1. 競技規則に則ったプールの大きさ、深さ
2. 水温、水質
3. センターボール用器具
4. フィールドロープ。ゴールライン、2 m、5 m、ハーフライン標識等
5. 審判台のサイズと状態
※全国規模の大会では、90 cm以上の幅、30 cm以上の高さ
を必要とする。
6. 練習場
7. ベンチ:雨や日光に対して対策がなされているか。競技者等によって動かさないように固定されているか。
8. 照明施設、音響設備
9. 計時システム、得点・パーソナルファール表示板
10. 更衣室、休憩室等
11. 応急施設、医師の配置等、ドーピングコントロールとの関連
12. 用具類(試合使用球の数・空気圧、帽子、旗、記録用紙等)の点検
13. デレゲート、審判審査員のための席(競技役員と同列)
14. 競技役員等の席
15. 審判、競技役員控え室
16. 選手席の確保
17. 会議室
18. コピー機等
19. 報道関係者対策
20. 開・閉会式準備
21. 関係者の輸送

(2) 本部席配置図 (例)

プール

※コートセンターに近い位置で両チームのベンチ、8分・30秒タイマーを含め競技の全てが見渡せる位置に設置する。

1	2	3	4	5	6	7
審判 審査 デレゲート	退水	退水	30 秒	8 分	記録	通告
競技の統括	退水回数の チェックと 通告	退水時間の チェックと 入水合図	保有時間の 計測 デスクの統括	試合時間の 計測	得点、退水 等の記録	場内 アナウンス
審査用紙 デレゲート 用紙	退水記録紙 旗 4 本 (赤白青黄) 笛	タイマー	30 秒 タイマー	タイマー タイムアウト タイマー	記録用紙	メンバー表

※上記は、基本的な配置であるので、電動装置（計時システム等）等の状況に応じて合理化を図ることが望ましい。ただし、「通告と記録と8分」は職務の性質上、近い位置に配置することが望ましい。

(3) 競技用備品リスト

<本部席周辺>

10人以上が座るためのテーブルとイス

試合時間8分計 2台以上

ショットクロック30秒計 4台以上

タイムアウト1分計(計時システム) 1台以上

得点表示板・パーソナルファール表示板 各2台以上

トランシーバー(オフィシャルテーブルと得点掲示、招集、本部との連絡用) 4台以上

ストップウォッチ(退水時間確認用) 2個以上

ホイッスル 2個以上

タイムアウト請求用エアホーン 2台以上(予備ボンベ等を含む)

ステープラー、テープ、筆記具等

セクレタリー用 旗(赤、白、青、黄) 2セット

拡声装置、音響設備

各種記録用紙

修正液

イエロー・レッドカード(2セット)

補充用ボールスタンド 2台

補充用ボールかご 2台

爪切り

(大会名) 第86回 日本選手権 水球競技

水球競技記録用紙

時間	番号	色	記録	得点	時間	番号	色	記録	得点	得点						
										1	2	3	4	Ex1	Ex2	PT
5:32	2	W	E	-	0:30	2	W	ES	-							
4:40	3	W	AG	1-0												
4:00	2	B	AG	1-1												
1:20		W	TO	-												
1:10	3	B	E	-												
5:22	4	W	E	-												
5:21		B	TO	-												
5:15	2	B	EG	1-2												
4:50	6	W	AG	2-2												
3:55	4	W	AG	3-2												
3:40	3	B	AG	3-3												
3:20	3	B	AG	3-4												
3:00	3	B	E	-												
2:50	3	B	EP	-												
7:32	2	W	AG	4-4												
	1	W	E	-												
	4	B	EG	4-5												
	4	B	B	-												
	2	W	P	-												
	5	W		-												
	6	W	AG	4-6												
7:40	5	B	AG	4-6												
7:10	5	B	AG	4-7												
6:00	8	B	E	-												
5:50	3	W	EG	5-7												
5:00	3	W	AG	6-7												
3:11	1	B	P	-												
3:11	3	W	PG	7-7												
1:10	3	W	AG	8-7												

会場: 千葉県国際総合水泳場

日付: 2010年10月1日

ゲームNo. 1

チーム名: ホエール水球クラブ

色: 白

監督氏名: 五十嵐 大輔

審判1: 松坂 大輔

審判2: 松井 秀樹

記録員: 川上 賢治

退水管理: 阿部 真之介

試合時間: 落合 和宏

シカドカガ: 和田 俊紀

GJ1: 野村 秀男

GJ2: 松川 健治

チーム名: ライオン水球クラブ

色: 青

監督氏名: 小澤 知也

Officials

それぞれ氏名を記入する

個人の得点数をピリオドごとに「正」の字で記入する。

タイムアウトの取得ピリオドと時間を記入する

Time/Out		署名	
1P 1:20	審判1:		
2P 5:21	3P 2:10	審判	

試合終了後、記入漏れなどを確認の上、審判員が署名する。

記入例

得点: AG ペナルティファール: P 退水: E 交替有退水: ES ブルータリティー: B
守備時不正入水: EP タイムアウト: TO ペナルティール時得点: PG 退水時得点: EG

審判審査: 平谷 貴史
デレゲート: 本間 政之

結果	1	2	3	4	EX1	EX2	PS	Total
白								8
ホエール	1	2	1	4				
青								7
ライオン	1	3	1	2				

水球競技・退水管理用紙

ゲームNo

大会名 審判 1 審判 2

期 日 _____ 記録者 _____

会 場 _____

チーム名		帽子			帽子						
		白			青						
No	氏名	1	2	3	計	No	氏名	1	2	3	計
1						1					
2						2					
3						3					
4						4					
5						5					
6						6					
7						7					
8						8					
9						9					
10						10					
11						11					
12						12					
13						13					

退水(20秒) : E 1 2 3 パナルティーフアール : P 1 2 3 タイムアウト記入 1 2 3
 防側不正入水 : EP 交替有永久退水 : ES ブルータリテイ : B

PENALTY SHOOT OUT

チーム _____ 色 _____ チーム _____ 色 _____

ゴールキーパー _____ ゴールキーパー _____

	番号	氏名	得点	合計
1				
2				
3				
4				
5				

	番号	氏名	得点	合計
1				
2				
3				
4				
5				

通告記録用紙
大会名

審判1
審判2
審判審査
デジタル
通告

	白	青
1		
2		
3		
4		
EX1		
EX2		
PS		
計		

開始時刻

ゲームNo

青

対

白

No	Cap	名前	前	フリガナ	PF	得点			
						1	2	3	4
1番GK									
2番									
3番									
4番									
5番									
6番									
7番									
8番									
9番									
10番									
11番									
12番									
13番									
14番									
15番									
監督									

No	Cap	名前	前	フリガナ	PF	得点			
						1	2	3	4
1番GK									
2番									
3番									
4番									
5番									
6番									
7番									
8番									
9番									
10番									
11番									
12番									
13番									
14番									
15番									
監督									

デレゲート用紙

大会名： _____

日時： _____

<白>

Game No. _____

<青>

Cap No.	PERSONAL FOULS			GOALS						Pt
	1	2	3	1	2	3	4	Ex1	Ex2	
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
11										
12										
13										
計										

Cap No.	PERSONAL FOULS			GOALS						Pt
	1	2	3	1	2	3	4	Ex1	Ex2	
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
11										
12										
13										
計										

TIMEOUT		
1	2	3

得点	
白	青
1	
2	
3	
4	
Ex1	
Ex2	
Pt	
計	

TIMEOUT		
1	2	3

審判 1: _____

審判 2: _____

審判 審査: _____

デレゲート: _____

日時： _____

大会 水泳競技会

水球競技メンバー提出表

チーム名 _____

ふりがな
監督名

帽子の色 _____

番 号	ふ り が な	備 考	
	氏 名		
1 GK			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			

※キャプテンは番号に○印を付けること。

FINA 一般規則（2009-2013）抜粋

この一般規則は、FINA 競技会における競泳、オープンウォーター、飛込、水球、シンクロナイズドスイミング、マスターズの基本規則であると共に、競技会施設整備における基本的規則である。

この規則における競技者とは、男女問わず、競泳、オープンウォーター、飛込、水球、シンクロナイズドスイミング、マスターズの競技者を指す。各国連盟内の競技会においてこの一般規則を調整することは FINA も承認するが、全加盟国連盟がこの規則を極力遵守することを奨励する。

GR 1 資格

GR 1.1 全ての競技者は、競技会に参加する為には、各国連盟に登録していなければならない。

GR 2 国際関係

GR 2.1 各国連盟、地域団体、クラブが組織した競技会に FINA が認知する他の連盟、クラブ、個人が参加した場合、国際大会と見做す。

GR 2.2 各加盟連盟は、他連盟所属のクラブを自国連盟に加盟させてはならない。

GR 2.3 競技者が居住地を一時的にあるいは永続的に他国に移した場合、移転先国連盟所属のクラブに登録することが出来る。この際、移転先国連盟の管轄下に置かれることになる。

GR 2.4 競技者が加盟国連盟またはスポーツカントリーから選出されていない限り、そのチームはその国名またはスポーツカントリーを名乗ってはならない。

GR 2.5 競技者あるいは競技役員が競技会で国を代表する場合、その国で生まれたか帰化したかを問わず、その国の市民権を有していなければならない。但し、帰化した場合は、競技会前に少なくとも 1 年間はその国に在住していなければならない。各々の国の法律の下、2ヶ国以上の国籍を有する者は「スポーツ国籍」を 1 つ選択し、その加盟国連盟のみに所属していなければならない。

GR 2.6 1つの国内統括団体から別の国内統括団体に所属を変更する競技者あるいは競技役員は、代表選出前の少なくとも12ヶ月間は後者の領土内に在住し、管轄下に置かれていなければならない。

GR 2.6.1 居住地証明

- 1) 居住地とは、その競技者あるいは競技役員が「寝食」している場所及び1年の大半を過ごしている場所を指す。
- 2) 居住地証明は、申請者がその国に居住していることを証明する証拠書類が含まれていなければならない。その観点から、学校または大学の在学証明書、雇用契約書、あるいはその他の関係書類を証明と見做せる。
- 3) 競技者あるいは競技役員が「移転先」国の代表になる前の少なくとも12ヶ月間の「移転先」国における住民票をFINAに送付しなければならない。

GR 2.6.2 管轄証明

- 1) 移転先国のクラブ登録証明書。
- 2) その国のFINA加盟連盟からの確認。
- 3) GR2.6に規定されている期間中における競技者が移転先クラブでの全国選手権、全国クラブ大会、地域クラブ大会、国際クラブ大会からの公式記録。
- 4) 申請者は、「登録移行期間」中にその国を代表してはならない。

GR 2.7 所属先変更の申請はFINAの承認が必要である。

GR 3 海外遠征

GR 3.1 海外の競技会に参加する競技者は、加盟国連盟あるいは加盟国所属クラブに登録していなければならない。この条項は審判員、オフィシャル、トレーナー、コーチにも適用される。

GR 3.2 全ての競技会は、その競技会が開催される加盟国連盟の認可を受けていなければならない。また、参加する競技者あるいはクラブは各々の加盟国連盟の許可を受けていなければならない。

GR 3.3 紛争が生じた場合、その競技会を管轄している加盟国連盟あるいは承認された大陸統括団体の規則に従わなければならない。

オリンピック、世界選手権、その他の FINA 競技会においては、FINA 規則が適用される。

GR 4 認められない関係

GR 4.1 加盟国連盟は、非加盟あるいは加盟停止団体とはいかなる関係も持つてはならない。

GR 4.2 競技者、行政者、管理者、審判、役員、トレーナー、コーチ等の、非加盟あるいは加盟停止団体との交流は認められない。

GR 4.3 非加盟または加盟停止団体との実演会と公演演技の両方またはいずれかの一方、講習会、強化練習、競技会等の開催は認められない。

GR 4.4 FINA 理事会は、上記 GR4.1 から GR4.3 に記された非加盟または加盟停止団体との関係を承認することもできる。

GR 4.5 この規則に違反した個人または団体は、加盟連盟から最低1年、最高2年その資格を停止される。FINA はその加盟連盟による資格停止を検討し、最高2年まで延長する権限を有する。加盟連盟は、斯かる検討の上で科せられた停止期間の延長に従わなければならない。そのような個人または団体が加盟連盟から脱退している場合、あるいは連盟に登録していない場合、最低3ヶ月、最高2年まで、その加盟連盟に所属することは許されない。FINA は、加盟連盟によって科せられた制裁を検討し、状況によっては最高2年まで延長する権限を有する。加盟連盟は、斯かる検討の上で科せられた停止期間の延長に従わなければならない。

GR 4.1 競技会を開催する加盟国連盟は FINA 規則に規定された参加資格を厳密に遵守しなければならない。

GR 5 水着

GR 5.1 全ての競技者の水着（水着、帽子、ゴーグル）は、各競技種目ごとに、道徳的に好ましく適切でなければならず、不快と見做されるような図柄が入っていないはならない。

GR 5.2 全ての水着は透き通るものであってはならない。

GR 5.3 レフェリーは、競技者の水着あるいは身体への装飾（刺青等）がこの規則に反している場合、その競技者を排除する権限を有する。

GR 5.4 新しいデザイン、構造、あるいは素材の水着を競技会で使用する前に、水着メーカーはFINAにその水着を提出し、承認を得なければならない。

GR 6 宣伝広告

GR 6.1 水着（水着、帽子、ゴーグル、トラックスーツ、履物、タオル、バックを含む）への広告ロゴはBL7に規定されている通りとする。ツーピース水着は、広告の観点から、1着とみなされる。競技者の名前、国旗、国名コードは広告と見做されない。

【参考】BL7

BL 7.1.1 水着

- ・着用時に 20cm² を超えないサイズのメーカーロゴ1つが認められる。ワンピースのボディースーツを着用の場合は着用時に 20cm² を超えないサイズのメーカーロゴ2つが、1つは上半身に、もう1つは下半身に付ける事が認められる。メーカーのロゴは隣接して付けてはならない。セパレートの水着の場合は、それぞれ 20cm² を超えないサイズのメーカーロゴを1つずつ付けることが認められる。
- ・国旗1つと国名コード1つ（それぞれ着用時に 20cm² を越えないもの）
- ・スポンサーロゴ1つ（着用時に 20cm² を超えないもの）

BL 7.1.2 帽子

- ・20cm² 以内のメーカーロゴを帽子の前面に付けても構わない。

BL 7.1.5 プールデッキでの用具

- ・下記用具には着用時に1つ 20cm² を超えない2つの広告（うち1つはメーカーロゴ）を付けることができる。
Tシャツ、ポロシャツ、カジュアルシャツ、スウェットシャツ、バスローブ、トラックスーツ、ズボン、ショーツ、スカート、

ウインドブレーカー

- ・下記アクセサリーには着用時に1つ6cm²を超えない2つの広告（うち1つはメーカーロゴ）を付けることができる。

タオル、キャップ、ハット、靴下、履物、バック

GR 6.2 身体を使つての広告は如何なるものでも認められない。

GR 6.3 タバコとアルコールの広告は認められない。

GR 7 交代、失格、棄権

GR 7.1 エントリーした如何なる競技者も、チームリーダー会議でエントリーした他の競技者との交代が認められる。各連盟の代表者1名がチームリーダー会議に出席することが義務付けられており、欠席した場合、100スイスフランの罰金が科せられる。

GR 7.3 抽選が行われた後に大会組織委員会の承認なしにFINA水球競技会を欠場したチームにはFINA理事会により8,000スイスフランの罰金が科され（その内、6,000フランは大会組織委員会に収められる）、最低3ヶ月、最高2年間全競技会への出場停止処分が下される。

GR 7.5 オフィシャルのミスにより競技者への処分が発生した場合、競技者の処分は取り消される。

GR 8 禁煙

全ての国際競技会において、競技前も競技中も、競技者用に定められた全ての場所が禁煙である。

GR 9 オリンピック、世界選手権、短水路世界選手権及びFINA競技会一般規則

GR 9.1 組織

GR 9.1.1 FINAのみが、競泳、飛込、水球、シンクロ、オープンウォーターのための世界選手権とFINA競技会を開催する権限を有する。「World」と「FINA」という言葉は、FINAの同意なくして、競泳、飛込、水球、シンクロ、オープンウォーターに関連して使っ

てはならない。

GR 9.1.2 1位、2位、3位の競技者の国旗を掲揚し、個人もしくは団体の優勝者の国歌（五輪憲章に定められた短縮版）を演奏する。この規則はマスターズ選手権には適用されない。

GR 9.1.3 FINA 理事会は、これら競技会の開催に関する規則を制定する権限を有する。これらの規則は、当該競技会開催の1年前に発表されなければならない。

GR 9.2 抗議

GR 9.2.1 次の場合、抗議が可能である。

- (a) 競技運営に関する規則が守られなかった場合。
- (b) 他の状況が競技そのもの、あるいは競技者を危険にさらす場合。
- (c) レフェリーの決定に異議がある場合。但し、事実に関する決定に対しての異議申し立ては認められない。

GR 9.2.2 抗議は次のように提出されなければならない。

- (a) レフェリーに対して、
- (b) FINA 書式の書面で、
- (c) 責任あるチームリーダーから、
- (d) 100 スイスフランまたはその同等額の供託金と共に、
- (e) 問題の競技または試合の終了後 30 分以内に。

もし、競技の前に抗議が出そうな状況が認められた場合、開始の合図（信号）がなされる前に抗議を提出しておかなければならない。

GR 9.2.3 全ての抗議はレフェリーによって検討される。もしレフェリーが抗議を退ける場合は、その決定の理由を述べなければならない。チームリーダーはこの拒否を上訴審判団に訴えることが出来、結果として、その決定が最終である。オリンピックと世界選手権においては、各競技の委員会が抗議について検討し、上訴審判団に助言するものとする。

GR 9.2.4 抗議が却下された場合、供託金は競技会の運営母体に徴収される。議が認められた場合は、供託金は返却される。

GR 9.3 上訴審判団

GR 9.3.1 オリンピックと世界選手権における上訴審判団は、大会に出席している FINA 理事会メンバーと名誉メンバーから構成され、FINA 会長（不在の場合は副会長）が団長を務める。上記以外の全ての FINA 競技会においては、FINA デレゲート、理事会メンバーあるいは各競技の委員会メンバーから構成され、デレゲートが団長を務める。次条項の場合を除き、各メンバーに 1 票の議決権が与えられ、議決が割れた場合、団長に裁定権が与えられる。

GR 9.3.2 上訴審判団メンバーは自国連盟に拘る事案に対して発言は出来るが議決に参加することは出来ない。上訴審判団メンバーがオフィシャルを務め、当人の裁定や規則の解釈に対して抗議が行われた場合、そのメンバーは議決に参加することは出来ない。緊急事案に対しては、仮に全てのメンバーが揃わなくとも決議することが出来る。上訴審判団の裁定は最終である。

GR 9.4 競技運営委員会

GR 9.4.1 オリンピックと世界選手権における現場競技運営は FINA の管轄下で行われる。

GR 9.4.2 オリンピックと世界選手権における競技運営委員会は FINA 理事会が務める。短水路世界選手権、オープンウォーター世界選手権、マスターズ世界選手権、競泳・飛込・水球・シンクロナイズドスイミングのジュニア世界選手権及びその他の FINA 選手権や競技会における競技運営委員会は FINA 執行部が任命する。

GR 9.4.3 競技運営委員会は、適切と判断した場合、オリンピックまたは世界選手権開催国からの代表を 1 名加える権限を有する。

GR 9.4.4 競技運営委員会は、競技の順番やオフィシャルの割当を含め、競技会全般の運営に責任を持つ。

GR 9.4.5 オリンピックまたは世界選手権において、競技運営委員会メンバーに欠席者がいた場合、他のメンバーは必要に応じて代理を任命する権限を有する。定足数は 12 名とする。

GR 9.4.6 競技運営委員会が上訴審判団を兼任している場合、GR 9.3

が適用される。

GR 9.5 競技種目別委員会

GR 9.5.1 オリンピックと世界選手権において競技種目別に委員会が設置され、各専門委員会のテクニカル・デレゲート（理事会連絡係）、委員長、名誉幹事から構成される。

GR 9.5.2 FINA 理事会の監督の下、各委員会は以下の業務を遂行する。

- a) 各競技種目における競技の管理・運営。
- b) 競技開始前と競技中における全ての技術装置・設備の管理。
- c) オフィシャルの出欠管理（勤務）名簿の作成。
- d) 上訴審判団の準備用に抗議内容の調査。

GR 10 ジュニア世界選手権

GR 10.1 FINA は全ての競技で FINA 規則、そして特にこの GR10 に則り、ジュニア世界選手権を開催することが出来る。

GR 10.2 ジュニア世界選手権は FINA 理事会が承認した日程に従って開催される。

GR 10.3 ジュニア世界選手権は FINA ドーピングコントロール規則に則ったドーピングコントロールにて開催される。

GR 10.6 ジュニア世界選手権の出場資格年齢は各々の競技規則による。

【水球の場合】

WPAG 1 年齢は1月1日からその年の12月31日深夜0時までの競技会において有効である。

WPAG 2 水球男女の年齢制限は下記の通りである。

- ・15歳とそれ以下
- ・16歳、17歳、18歳
- ・19歳と20歳
- ・ジュニア世界選手権の年齢は18歳以下と20歳以下である。

FINA 細則抜粋 (2009-2013)

BL 9 オリンピック、世界選手権、短水路世界選手権

BL 9.3 エントリー

BL 9.3.10 水球競技

水球競技において、選手のエントリーは最大で13名まで認められる。

BL 9.3.10.1 オリンピック大会出場権—男子

BL 9.3.10.1.1 以下の手順に従って選ばれた最大12チームが出場する。

BL 9.3.10.1.2 前年のワールドリーグ1位チーム。当該チームが大陸代表 (BL9.3.10.1.4) になっている場合、ワールドリーグの次位チーム。

BL 9.3.10.1.3 前回の世界選手権の上位3チーム。当該チームのいずれかが既に大陸代表 (BL 9.3.10.1.4) になっている場合、または前年のワールドリーグで代表 (BL 9.3.10.1.2) になっている場合、世界選手権の次位チーム。

BL 9.3.10.1.4 5大陸選手権の各1チーム。当該チームが既にワールドリーグで代表 (BL 9.3.10.1.2) になっている場合、または第14回世界選手権 (2011年・上海) で代表 (BL 9.3.10.1.3) になっている場合、大陸選手権の次位チーム。オリンピック開催国は当該大陸を代表する。

BL 9.3.10.1.5 オリンピック男子予選会の上位3チーム。

BL 9.3.10.1.6 もし何らかの理由で1大陸から1チームも出場しない場合、あるいは、前年のワールドリーグもしくは前回の世界選手権における出場権獲得チームから欠員が生じた場合、オリンピック男子予選会の次位チームに順次出場権が与えられる。

BL 9.3.10.1.7 FINA は BL 9.3.10.1 を改正し、FINA 競技会の開催時期に応じて出場権獲得チームを時系列順に並べ直す権限を有する。

BL 9.3.10.2 オリンピック予選会—男子

BL 9.3.10.2.1 各大陸の予選会または選手権を通じて選ばれた最大 12 チームが出場する。

BL 9.3.10.2.2 各大陸の 12 チームは以下の枠に従って選ばれる。ヨーロッパ 5、アメリカ 3、アジア 2、アフリカ 1、オセアニア 1。オリンピック予選会開催国は当該大陸の代表とする。

BL 9.3.10.2.3 各大陸の予選会または選手権における上位チームが当該大陸を代表する。もし出場を辞退するチームが出た場合、オリンピック予選会に出場する意思のある次位チームに出場権が与えられる。

BL 9.3.10.2.4 大陸に欠員が生じた場合、他の大陸の予選会または選手権における次位チームに出場権が与えられる。その際の順番は次の通りである。オリンピック予選会開催大陸→アメリカ→アジア→ヨーロッパ→オセアニア→アフリカ。

BL 9.3.10.3 オリンピック大会出場権—女子

BL 9.3.10.3.1 以下の手順に従って選ばれた最大 8 チームが出場する。

BL 9.3.10.3.2 5大陸の各 1 位チーム。オリンピック開催国は当該大陸を代表する。

BL 9.3.10.3.3 オリンピック女子予選会の上位 3 チーム。

BL 9.3.10.3.4 もし何らかの理由で出場を辞退するチームが出た場合、オリンピック女子予選会の次位チームに順次出場権が与えられる。

BL 9.3.10.4 オリンピック予選会—女子

BL 9.3.10.4.1 各大陸の予選会または選手権を通じて選ばれた最大 12 チームが出場する。

BL 9.3.10.4.2 各大陸の 12 チームは以下の枠に従って選ばれる。ヨーロッパ 5、アメリカ 3、アジア 2、アフリカ 1、オセアニア 1。オリンピック予選会開催国は当該大陸の代表とする。

BL 9.3.10.4.3 各大陸の予選会または選手権における上位チー

ムが当該大陸を代表する。もし出場を辞退するチームが出た場合、オリンピック予選会に出場する意思のある次位チームに出場権が与えられる。

BL 9.3.10.4.4 大陸に欠員が生じた場合、他の大陸の予選会または選手権における次位チームに出場権が与えられる。その際の順番は次の通りである。オリンピック予選会開催大陸→アメリカ→アジア→ヨーロッパ→オセアニア→アフリカ。

BL 9.3.10.5 世界選手権大会出場権—男子

BL 9.3.10.5.1 以下の手順に従って選ばれた最大 16 チームが出場する。

BL 9.3.10.5.2 前回のワールドカップあるいはオリンピックの上位 4 チーム、前年のワールドリーグの上位 2 チーム、世界選手権開催国から 1 チーム、5 大陸の予選会または選手権から選ばれた 9 チーム。この 9 チームの枠は次の通りである。ヨーロッパ 3、アメリカ 2、アジア 2、アフリカ 1、オセアニア 1。

BL 9.3.10.5.3 前年のワールドリーグにおいて出場権を獲得したチームが、前回のワールドカップあるいはオリンピックの上位 4 チームに入っている場合、そのワールドカップあるいはオリンピックの次位チームに出場権が与えられる。

BL 9.3.10.5.4 各大陸の予選会または選手権における上位チームが当該大陸を代表する。もし出場を辞退するチームが出た場合、世界選手権に出場する意思のある次位チームに出場権が与えられる。

BL 9.3.10.5.5 世界選手権開催国が前回のワールドカップあるいはオリンピックの上位 4 チームに入っている場合、そのワールドカップあるいはオリンピックの次位チームに出場権が与えられる。

BL 9.3.10.5.6 前回のワールドカップあるいはオリンピックの上位 4 チームの中から不参加が出た場合、あるいは前年のワールドリーグの上位 2 チームの内どちらかが不参加となった場合、そ

のワールドカップあるいはオリンピックの次位チームに出場権が与えられる。

BL 9.3.10.5.7 大陸から1チームも参加がなかった場合、あるいは前回のワールドカップ、オリンピック、または前年のワールドリーグにおいて出場権を獲得したチームの中から欠員が生じた場合、他の大陸の予選会または選手権における次位チームに出場権が与えられる。その際の順番は次の通りである。アメリカ→ヨーロッパ→世界選手権開催大陸→アジア→オセアニア→アフリカ。

BL 9.3.10.6 世界選手権大会出場権—女子

BL 9.3.10.6.1 以下の手順に従って選ばれた最大16チームが出場する。

BL 9.3.10.6.2 前回のワールドカップあるいはオリンピックの上位4チーム、前年のワールドリーグの上位2チーム、世界選手権開催国から1チーム、5大陸の予選会または選手権から選ばれた9チーム。この9チームの枠は次の通りである。ヨーロッパ3、アメリカ2、アジア2、アフリカ1、オセアニア1。

BL 9.3.10.6.3 前年のワールドリーグにおいて出場権を獲得したチームが、前回のワールドカップあるいはオリンピックの上位4チームに入っている場合、そのワールドカップあるいはオリンピックの次位チームに出場権が与えられる。

BL 9.3.10.6.4 各大陸の予選会または選手権における上位チームが当該大陸を代表する。もし出場を辞退するチームが出た場合、世界選手権に出場する意思のある次位チームに出場権が与えられる。

BL 9.3.10.6.5 世界選手権開催国が前回のワールドカップあるいはオリンピックの上位4チームに入っている場合、そのワールドカップあるいはオリンピックの次位チームに出場権が与えられる。

BL 9.3.10.6.6 前回のワールドカップあるいはオリンピックの上位4チームの中から不参加が出た場合、あるいは前年のワールド

ドリーグの上位2チームの内どちらかが不参加となった場合、そのワールドカップあるいはオリンピックの次位チームに出場権が与えられる。

BL 9.3.10.6.7 大陸から1チームも参加がなかった場合、あるいは前回のワールドカップ、オリンピック、または前年のワールドリーグにおいて出場権を獲得したチームの中から欠員が生じた場合、他の大陸の予選会または選手権における次位チームに出場権が与えられる。その際の順番は次の通りである。アメリカ→ヨーロッパ→世界選手権開催大陸→アジア→オセアニア→アフリカ。

BL 9.3.10.7 世界ジュニア選手権大会出場権—男子（WPAG2による年齢区分）

BL 9.3.10.7.1 最大16チームあるいは最大20チームが出場する。

BL 9.3.10.7.2 16チーム開催において、会場は1ヶ所で行なわれなければならない。20チーム開催において同一国内の2ヶ所で行なうことが可能である。会場間のチーム輸送は開催国が責任をもって行なう。輸送費は開催国負担とする。

BL 9.3.10.7.3 最大16チーム開催において、前回大会1位チームと、各大陸の予選会または選手権を経て出場チームが選出される。その際の枠は次の通りである。開催国1、ヨーロッパ6、アメリカ4、アジア2、オセアニア2、アフリカ1。前回大会1位チームはその大陸代表とし、上記の枠に含まれる。

BL 9.3.10.7.4 最大20チーム開催において、前回大会1位チームと、各大陸の予選会または選手権を経て出場チームが選出される。その際の枠は次の通りである。開催国1、ヨーロッパ7、アメリカ5、アジア3、アフリカ2、オセアニア2。前回大会1位チームはその大陸代表とし、上記の枠に含まれる。

BL 9.3.10.7.5 各大陸の予選会または選手権の上位チームを当該大陸代表とする。辞退するチームが出た場合、世界ジュニア選手権に出場する意思のある次位チームに出場権が与えられる。

BL 9.3.10.7.6 最大 16 チーム開催において、ある大陸に欠員が生じた場合、他の大陸の予選会または選手権において次位のチームに出場権が与えられる。その際の順番は次の通りである。アジア→アフリカ→開催国→アメリカ（開催国でない場合）→ヨーロッパ（開催国でない場合）→オセアニア。

BL 9.3.10.7.7 最大 20 チーム開催において、ある大陸に欠員が生じた場合、他の大陸の予選会または選手権において次位のチームに出場権が与えられる。その際の順番は次の通りである。アジア→アフリカ→開催国→アメリカ→ヨーロッパ→オセアニア。

BL 9.3.10.8 世界ジュニア選手権大会出場権—女子

BL 9.3.10.8.1 以下の手順に従って、最大 16 チームが出場する。

BL 9.3.10.8.2 前回大会 1 位チームと、各大陸の予選会または選手権を経て出場チームが選出される。その際の枠は次の通りである。開催国 1、ヨーロッパ 6、アメリカ 4、アジア 2、オセアニア 2、アフリカ 1。前回大会 1 位チームはその大陸代表とし、上記の枠に含まれる。

BL 9.3.10.8.3 各大陸の予選会または選手権の上位チームを当該大陸代表とする。辞退するチームが出た場合、世界ジュニア選手権に出場する意思のある次位チームに出場権が与えられる。

BL 9.3.10.8.4 ある大陸に欠員が生じた場合、他の大陸の予選会または選手権において次位のチームに出場権が与えられる。その際の順番は次の通りである。アジア→ヨーロッパ（開催国でない場合）→アメリカ→アジア→アフリカ→オセアニア。

BL 9.3.10.9 大陸別予選会の開催

各大陸の連盟組織は世界選手権またはオリンピック予選会開催時期の 3 ヶ月前迄に各大陸別予選会または各大陸選手権を開催しなければならない。

BL 9.6 順位決定方法

BL 9.6.1 チームの順位決定

予選ラウンドにおける順位は勝点制とする。即ち、勝ち2点、引き分け1点、負け0点。

BL 9.6.2 棄権試合

チームの棄権または失格の場合、5-0で相手チームの勝ちとする。

BL 9.6.3 同点決着

BL 9.6.3.1 2チームの勝点が並んだ場合、以下の手順で順位を決定する。

BL 9.6.3.1.1 直接対戦で勝った方のチームを上位とする。

BL 9.6.3.1.2 直接対戦で引き分けだった場合、同じ予選グループ内の最上位の対戦相手との結果が考慮される。

BL 9.6.3.1.3 まず得失点差を比較し、次に得点を比較する。

BL 9.6.3.1.4 この比較は、順位の高いチーム(同条件の場合は複数チーム)から行われる。

BL 9.6.3.1.5 依然として同結果の場合、次の上位チーム(同条件の場合は複数チーム)との対戦結果が、順位が決定するまで引き続き用いられる。

BL 9.6.3.1.6 まだ同点の場合、ペナルティーシュートにより順位を決定する。両チームはペナルティーシューペナルティーシュートアウトに参加する5名のシューターとゴールキーパーをエントリーする。5本のペナルティーシュートを相手ゴールに交互にシュートする。5本ずつが終了しても同点の場合、片方のチームが成功し、片方のチームが失敗するまで続けられる。このペナルティーシュート戦は、そのラウンドの最終試合または最も適切な機会に行われなければならない。

BL 9.6.3.1.7 2組以上の勝点同点チームがある場合、上位の組から順位を決定する。

BL 9.6.3.1.8 もし、2組以上の勝点同点チームがあり、どの組が上位か決定できない場合は、その予選グループの全ての結果が順位決定に用いられる。

BL 9.6.3.2 3チーム以上が勝点で並んだ場合、以下の手順で順位

を決定する。

BL 9.6.3.2.1 当該チーム間の直接対戦結果を順位決定に用いる。

BL 9.6.3.2.2 BL 9.6.3.2 を適用している際、勝点で並んでいるチームが2つになった段階で、BL 9.6.3.1 に準じて順位決定する。

BL 9.6.3.2.3 勝点で並んだチーム同士の対戦結果が順位を決定する。まず、当該チーム間の勝点、次に得失点差、そして得点を比較する。

BL 9.6.3.2.4 まだ勝点で並んでいるチームが3つ以上ある場合、同じ予選グループ内の最上位の対戦相手(同条件の場合は複数チーム)との結果が考慮される。

BL 9.6.3.2.5 まず得失点差を比較し、次に得点を比較する。

BL 9.6.3.2.6 依然として同結果の場合、次の上位チーム(同条件の場合は複数チーム)との対戦結果が、順位が決定するまで引き続き用いられる。

BL 9.6.3.2.7 まだ同点の場合、ペナルティーシュートにより順位を決定する。各々のチームはペナルティーシュートアウトに参加する5名のシューターとゴールキーパーをエントリーする。各々のチームは5本のペナルティーシュートを相手ゴールに交互にシュートする。第1番目のチームが1本目のペナルティーシュートを行い、続いてその他の2チームが各々1本目のペナルティーシュートを行う。5本ずつが終了しても同点の場合、1つのチームが失敗し、その他のチームが成功するまで続けられる。このペナルティーシュート戦は、そのラウンドの最終試合または最も適切な機会に行われなければならない。

BL 9.6.3.2.8 2組以上の勝点同点チームがある場合、上位の組から順位を決定する。

BL 10 ワールドカップ

BL 10.3 水球競技

BL 10.3.1 以下の手順に従って選ばれた最大8チームが出場する。

前回の世界選手権の上位3チーム。5大陸選手権の各1チーム。開催国は当該大陸を代表する。大陸に欠員が生じた場合、他の大陸の予選会または選手権における次位チームに出場権が与えられる。その際の順番は次の通りである。アジア→アメリカ→アフリカ→オセアニア→ヨーロッパ。

BL 10.3.2 出場権を得たチームは少なくとも大会の6ヶ月前までにワールドカップへの参加意思を表明しなければならない。組み合わせは、およそ大会4ヶ月前までに決定される。

肖像等の使用禁止に対する除外認定競技者規定

(総 則)

第1条 本規定は、競技者資格規定第7条の肖像等の使用禁止に対する除外規定を定める。

(除外認定競技者)

第2条 除外認定競技者は、オリンピック及び世界水泳選手権大会のメダリスト（短水路世界水泳選手権大会及び競泳のリレーメダリストを除く）で、肖像等の商業的使用が相当と認められる者とする。

(費用負担義務)

第3条 除外認定競技者は、本連盟が実施する海外派遣及び合宿等に参加を希望する場合は、その実費相当額又は肖像等を使用して受け取る対価の5%相当額を負担する義務を負う。

(申請方法)

第4条 除外認定競技者になることを希望する者は、本連盟が定める手続に従い競技者資格審査委員会にその旨を申請する。

2. 前項の申請に基づき競技者資格審査委員会は速やかに審査を行い、理事会にその結果を報告する。
3. 前2項の手続きを経た後、理事会において承認された者は、除外認定競技者の資格を得るものとし、本連盟は速やかに申請者に理事会決議の結果を通知する。

(不服審査会)

第5条 前条第3項の通告の後、2週間以内に当事者本人より決議に対する不服の申し立てがあったときは、不服審査委員長は審査会を招集し、その申し立てを審査しなければならない。

2. 前項の審査会の構成は次の通りとする。
 - ①委員長
 - ②委員長が特に指名した者
3. 不服審査会には、当事者本人、親権者及び当事者が指名した者2名以内が出席して意見を述べることができる。

(除外認定競技者の取消)

第6条 除外認定競技者である事由が消滅した場合、及び除外認定競技者であることが不適當となったときは、除外認定競技者本人又は本連盟は競技者資格審査委員会を經由し、理事会に対し除外認定競技者の取消申請を行うことができる。

1. 本規定は、平成14年（2002年）4月1日より実施施行する。
1. 本規定は、平成17年（2005年）4月1日より一部改定実施する。
1. 本規定は、平成18年（2006年）4月1日より一部改定実施する。

競技会において着用、又は携行することができる水泳用品、用具の商業ロゴマーク等についての取り扱い規定

(総 則)

第1条 本規定は、(財)日本水泳連盟競技者資格規定第6条第1項及び競泳競技規則第15条3項1号に規定する、商業ロゴマーク等の取り扱いに関することを定める。

(商業ロゴマーク等の使用基準)

第2条 全ての競技者、監督、コーチ及び役員（以下、「競技者等」という）は、競技会の会場内で着用する水着及び衣服、持ち物に付けることができるスポンサーのロゴマーク、メーカーの商標・商標名について、以下の通り取り扱う。

ただし、使用される1枚の水着について、20cm²以内のメーカーの商標名は、ウエストより上の位置に1つ、下の位置に1つ許される。これらの商標名は、相互にすぐ近くに隣接して置いてはならない。ツーピースの水着に関しては、上部に1つのメーカーの商標名が、そして下部に1つが許される。

- (1) 水着及び衣服、持ち物のメーカーの商標・商標名、所属チーム名、都道府県名の表示については、従前の取り扱いと同様とし、届け出を必要としない。
- (2) 水着及び衣服、持ち物については、それぞれ利用の異なる毎に、前項のメーカー等の商標・商標名、所属チーム名、都道府県名の他に20cm²以内のスポンサーロゴマークを1個付けることができる。
- (3) スポンサーのロゴマークは、競技者等に相応しい商品、サービス又は企業広告とする。

但し、タバコ及びビール以外のアルコール並びに財団法人日本水泳連盟のオフィシャルスポンサーとして登録されている企業は除く。

(申請方法)

第3条 スポンサーロゴマークを使用する3ヶ月前までに、その表示内容、場所、個数、大きさ等を明記した、「商業ロゴマーク等の使用申請書」(別紙様式)を団体登録責任者及び加盟団体長を経由して、本連盟宛に提出し、承認を得なければならない。

(承認手続)

第4条 承認の手続きは、本連盟総務委員会で内容を確認した上、規定の範囲内で特に指摘する事項がない場合は、申請者への承認通知は省略する。

(付則) 本規定は、平成14年4月1日以降開催される競技会より適用される。

尚、飛込、水球、シンクロ、オープンウォーター及び日本泳法の各競技規則についても本規定を準用する。

プール公認規則抜粋

第4章 公認水球プール

第1節 通 則

第98条（公認水球プールの種類）

公認水球プールとは、国内基準による国内基準公認水球プール（以下、「一般水球プール」という）及び国際基準により本連盟が公認した国際基準公認水球プール（以下、「国際水球プール」という）とする。

第99条（プールおよび競技エリア）

①プールは長方形とし、その大きさは次の通りとする。

（ただし、第105条を満たすものとする）

長辺 33.3m 以上

短辺 20.0m 以上

②競技エリア（以下、「フィールド」という）の大きさは、次の通り（ただし、第105条を満たすもの）とする。

長辺 男子 33.3m（ゴールライン間 30.0m）

女子 28.3m（ゴールライン間 25.0m）

短辺 男女 20.0m

③フィールドを 50m 競泳プール内に設ける場合、プール中央に設けることが望ましい。

第100条（標識およびサイドライン）

①フィールドの両サイドには明瞭に識別できる次の標識を設置しなければならない。

- | | |
|------------------------|----|
| 1. ゴールラインの位置 | 白色 |
| 2. ゴールラインのから各 2.0m の位置 | 赤色 |
| 3. ゴールラインのから各 5.0m の位置 | 黄色 |
| 4. ゴールライン間の中央 | 白色 |

②サイドライン（フィールドドロップ等）の色は次の通りとする。

- | | |
|--------------------------|----|
| 1. バウンダリーラインからゴールラインの間 | 白色 |
| 2. ゴールラインから 2.0m ラインの間 | 赤色 |
| 3. 2.0m ラインから 5.0m ラインの間 | 黄色 |
| 4. 5.0m ラインからハーフラインの間 | 緑色 |

③ バウンダリーラインには、再入水エリアを示すためベンチサイドコーナーから各 2.0m の位置に赤色標識を設置しなければならない。

第 101 条（バウンダリーライン）

各ゴール後方のフィールドの境界を示すバウンダリーラインは、ゴールラインの後方（外側）0.30m の位置に設置するものとする。

第 102 条（ゴールラインとプール壁との距離）

各ゴール・ラインと後方のプール壁との距離は 1.66m 以上とする。

第 103 条（競技役員のスペース）

- ①レフェリー用としてプールの両サイドに、ゴールラインから反対サイドのゴールラインまで自由に歩け、かつ、フィールド全体を見渡せる通路を設けなければならない。
- ②ゴール・ジャッジのために各ゴールラインを見通せる位置にスペースを設けなければならない。

第 104 条（ゴール）

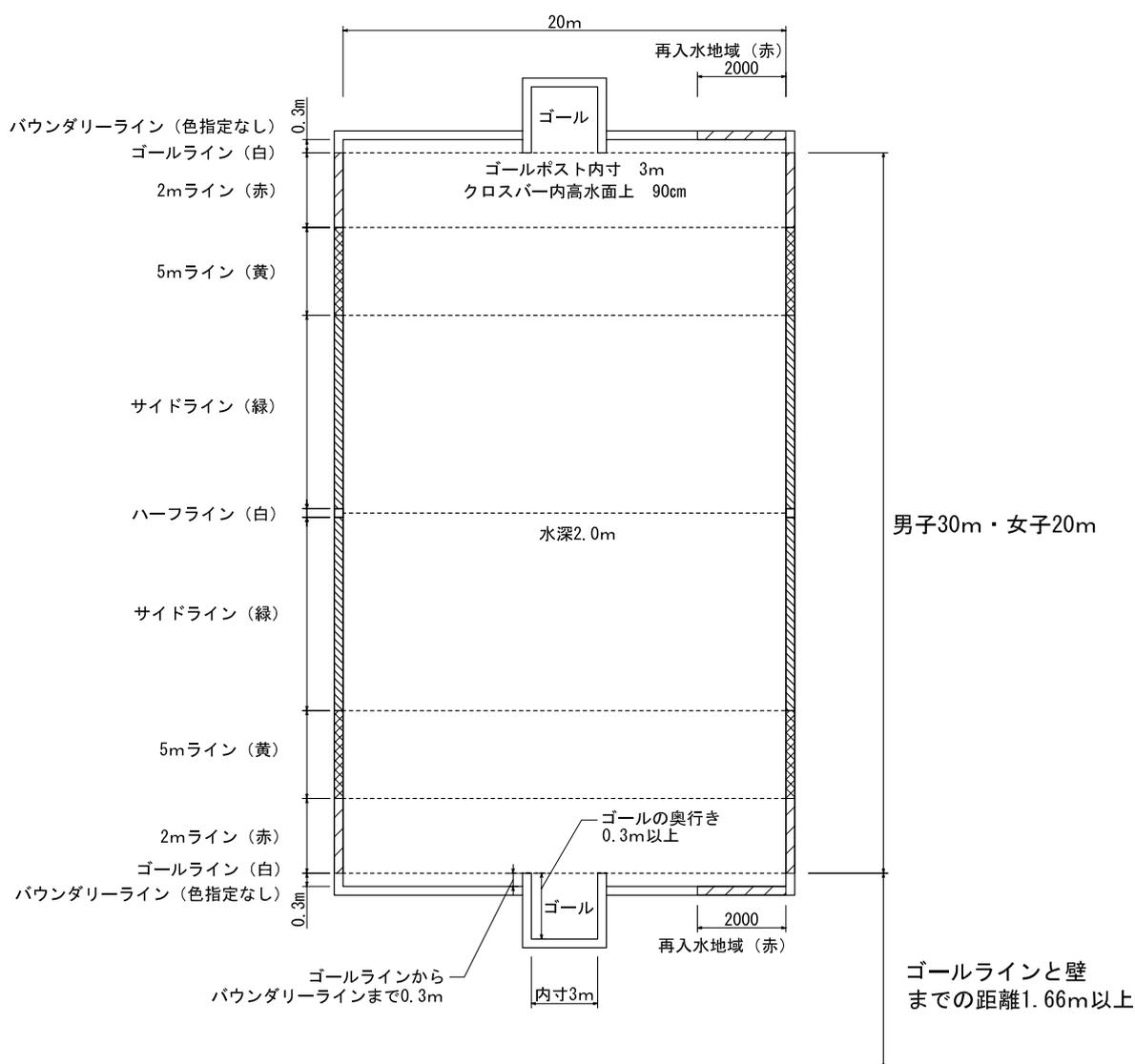
- ①ゴール・ポスト（ゴールの両端にあって水面に対し垂直の柱。以下同じ）及びクロスバー（2本のゴールポストの上部両端をつなぐ水面に平行な横棒。以下同じ）は木、金属又はプラスチック製であって、その断面はゴールラインに接する面が一辺 7.5cm の長方形のもので白色に塗装されたものでなければならない。
- ②ゴール・ポストは強固で安定した材質のもので、その前面はゴール・ラインに接し、かつフィールドの左右両端からそれぞれ等距離になければならない。
- ③ゴールにはキーパーのための休息場所を作ってはならない。
- ④ゴール・ポストの間隔は、内側で 3.00m とする。

- ⑤ クロスバーの下面は水面上 0.9m とする。
- ⑥ ゴールにはゴール・ラインの後方少なくとも 0.3m までゴール全体をおおう柔軟性のある網を設け、その網はゴール・ポストとクロスバーに固定されていなければならない。

第 105 条 (水球プールの一般配置)

水球プールの一般配置は次の通り。

〔別図 5〕 水球プールの一般配置



第 106 条 (水深)

フィールド内の水深は 2.00m 以上とする。

第 107 条 (水温調節)

水温は、25℃以上 27℃以下とする。

第 2 節 一般水球プール

第 108 条 (照 明)

フィールド内の照度は 600 ルックス以上とする。

第 3 節 国際水球プール

第 109 条 (照 明)

フィールド内の照度は 1,500 ルックス以上とする。

第 110 条 (プールの水)

プールの水は淡水を使用しなければならない。

＜水球競技ハンドブック＞

初 版	平成 8 年 4 月 1 日	発刊
第 2 版	平成 10 年 4 月 1 日	発刊
第 3 版	平成 14 年 4 月 1 日	発刊
第 4 版	平成 17 年 4 月 1 日	発刊
第 5 版	平成 18 年 4 月 1 日	発刊
第 6 版	平成 22 年 4 月 1 日	発刊

※第 6 版による規定事項は、平成 22 年 4 月 1 日以降開催される競技会に適用される。

財団法人 日本水泳連盟

〒 150-8050 東京都渋谷区神南 1 - 1 - 1
岸記念体育会館内

電 話 0 3 - 3 4 8 1 - 2 3 0 6 (代)

F A X 0 3 - 3 4 8 1 - 0 9 4 2

印刷・製本 株式会社 A P I

東京都江東区清澄 2 - 11 - 7

電話 0 3 - 3 6 4 3 - 3 3 6 3